

静岡県浜松内陸コンテナ基地
指定管理者募集要項
付属資料

令和7年9月

静岡県経済産業部企業立地推進課

目 次

1 浜松内陸コンテナ基地事業概要 令和6年度(2024年).....	1
2 令和6年度 施設利用実績.....	16
3 条例、規則、要領等.....	17
(1) 静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例.....	17
(2) 静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則.....	25
(3) 静岡県浜松内陸コンテナ基地管理運営要領.....	28
(4) 静岡県浜松内陸コンテナ基地コンテナヤード目的外使用基準.....	32
4 浜松内陸コンテナ基地主要施設平面図.....	33
(1) コンテナ・フレート・ステーション1号棟.....	33
(2) コンテナ・フレート・ステーション2号棟.....	34
(3) 管理棟.....	35
(4) くん蒸棟.....	36
(5) トラック・チェック・ブース.....	37
(6) 車庫.....	37

1 浜松内陸コンテナ基地事業概要

令和 6 年（2024 年）

1. 沿革

昭和

- 44. 2 東名高速道路開通
- 44. 3 静岡県総合開発基本構想及び第7次静岡県総合開発計画策定
- 44. 11 浜松内陸コンテナ基地建設連絡協議会設置
- 45. 7 建設用地取得(浜松流通業務センター建設用地 323,691㎡内)
- 10 浜松内陸コンテナ基地建設起工式(45年度工事着工管理棟、作業員棟、トラック・チェック・ブース、給水塔、CFS一部、CY重舗装)(46年3月完工)
- 46. 3 静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例公布
- 3 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会設立
- 5 46年度第1期工事着工(CY重舗装、フェンス)(46年6月完工)
- 6 静岡県浜松内陸コンテナ基地管理規則を制定し、静岡県浜松内陸コンテナ基地管理事務所を設置、業務開始
- 6 指定保税地域の指定(大蔵大臣)
- 7 名古屋税関清水税関支署浜松出張所が基地内で業務開始
- 7 貨物検数検定各社が基地内で業務開始
- 11 46年度第2期工事着工(CY重舗装、植栽、照明塔、冷凍コンセント)(47年3月完工)
- 47. 9 47年度建設工事着工(CFS増設、照明塔、CY重舗装、CFS2号棟、くん蒸棟、車庫)(48年3月完工)
- 48. 4 住居表示の改正(浜松市流通元町5番1号)
- 5 指定保税地域(CFS)追加指定(名古屋税関長)
- 6 港湾施設の認定(運輸大臣)
- 49. 10 ターミナル・ステイタスの指定(豪州海運同盟)
- 54. 9 54年度増設工事着工(CFS増設)(54年12月完工)
- 55. 1 指定保税地域(CFS)追加指定(名古屋税関長)
- 63. 5 浜松国際物流センター業務開始(浜松流通業務センター内)

平成

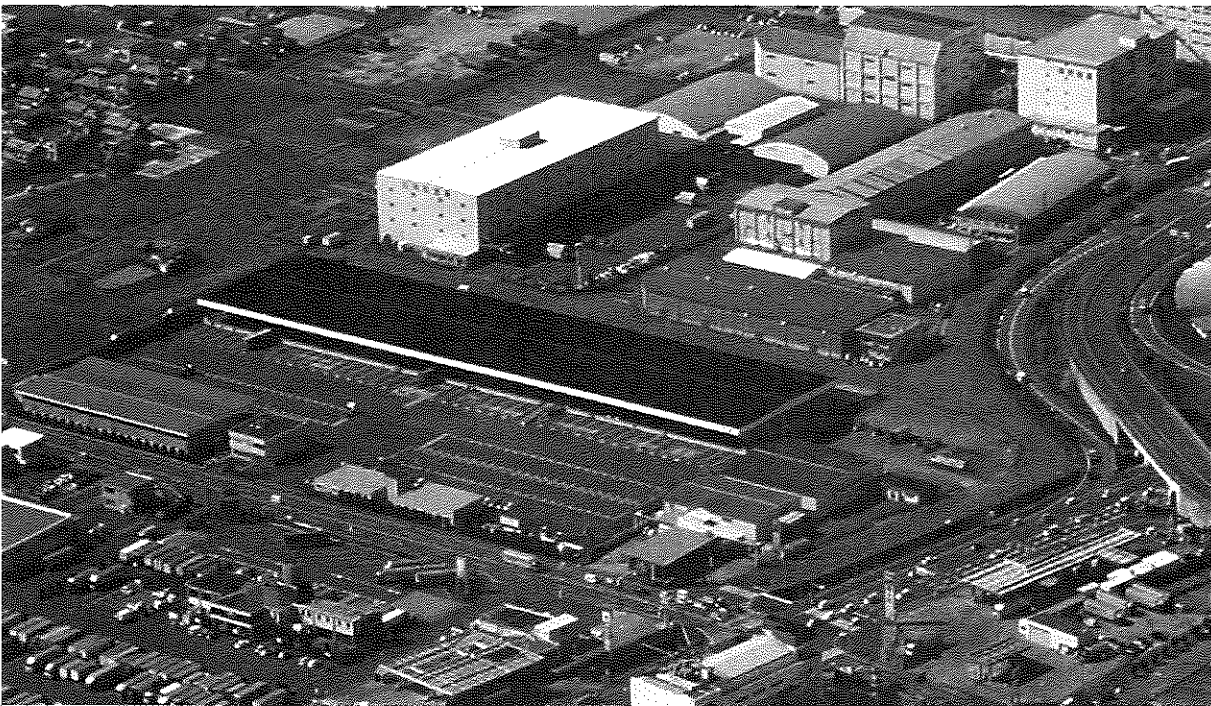
- 元. 3 名古屋税関清水税関支署浜松出張所新庁舎竣工(基地内)
- 3 指定保税地域(検査場130㎡)一部取消(名古屋税関長)
- 2. 3 静岡県浜松内陸コンテナ基地管理事務所閉鎖
- 4 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会が静岡県浜松内陸コンテナ基地管理運営事務受託
- 4 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会基金増額
- 3. 6 浜松内陸コンテナ基地開設20周年記念式開催
- 11. 6 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会に評議員会設置
- 13. 6 浜松内陸コンテナ基地開設30周年記念式開催
- 14. 11 消火栓設備の改修工事完了(平成9年10月着工・平成14年11月完工)
- 18. 4 静岡県浜松内陸コンテナ基地に指定管理者制度導入
- 4 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者に財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会指定(平成21年3月までの3年間)
- 21. 4 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者に財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会指定(平成23年3月までの2年間)
- 23. 4 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者に財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会指定(平成23年4月から平成28年3月までの5年間)
- 23. 9 静岡県浜松内陸コンテナ基地耐震補強工事着工
- 25. 1 静岡県浜松内陸コンテナ基地耐震補強工事完工
- 25. 3 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会が公益財団法人として静岡県から認定
- 25. 4 財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会の法人格を公益財団法人に移行
- 27. 12 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者に公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会指定(平成28年4月から平成33年3月までの5年間)
- 28. 10 豪州海運同盟が解散

令和

- 2. 12 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者に公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会指定(令和3年4月から令和8年3月までの5年間)
- 3. 7 浜松内陸コンテナ基地開設50周年記念誌を発行

2. 基地施設の概要(令和7年3月現在)

所在地	静岡県浜松市中央区流通元町5番1号 浜松流通業務センター内 東名高速道路浜松インターチェンジ隣接地
用地面積	32,921㎡(指定保税地域)
所有者	静岡県
指定管理者	公益財団法人 静岡県コンテナ輸送振興協会



5. 令和6年の基地の利用状況

この統計は、浜松内陸コンテナ基地指定保税地域内における令和6年1月～12月（以下、「令和6年」という）までの輸出入貨物取扱量を集計したものです。

また、貨物の数量単位は立法メートル(mi)により、コンテナ個数は20フィート換算(TEU)で表わし、文中の数量単位は、1立法メートルを1トンとして表示しています。

なお、耐震補強工事が、2号棟は平成23年9月～平成24年2月までの6ヶ月間、1号棟は平成24年3月～平成25年1月までの11ヶ月の期間で実施され、その期間については各上屋とも稼動をしておりませんので、平成24年の「浜松内陸コンテナ基地」の取扱数量につきましては特殊事情があったことをお含み願います。

(1) 概況

浜松内陸コンテナ基地の令和6年の輸出入貨物の全体取扱量は112,650トン(月平均9,388トン)で前年比115.7%、コンテナ貨物取扱量は110,041トン(月平均9,170トン、コンテナ化率97.7%)となった。

また、感染拡大前の令和元年との輸出入貨物全体取扱量の比較では87.3%に留まっている。

(2) 輸出の状況

輸出貨物取扱量は、95,976トンで輸出入全体の85.2%を占め前年比118.9%となった。

コンテナ貨物取扱量は93,375トンでコンテナ化率97.3%、コンテナ個数は40Fコンテナ1,732個、20Fコンテナ2,216個であった。

ア. 品目別

1位はその他(建築資材及び住宅機械ほか)44,482トン(全体構成比46.3%)で、仕向地別構成比は、その他アジア(85.4%)、中国(6.6%)、北米(6.4%)、ヨーロッパ(1.6%)となった。

第2位は輸送機器(自動二輪車及び同部品、四輪車部品、船外機等)27,733トン(全体構成比28.9%)で、仕向地別構成比は、北米(45.9%)が主力となり、以下、ヨーロッパ(24.1%)、中国(14.7%)、その他アジア(13.1%)、中南米(2.2%)、アフリカ(微量)となった。

第3位は金属製品20,425トン(全体構成比21.3%)、第4位は楽器2,842トン(3.0%)、第5位は一般機械494トン(0.5%)となった。

イ. 仕向地別

第1位はその他アジアで51,467トン(全体構成比53.7%)で、品目別構成比は、その他(73.9%)、金属製品(18.6%)、輸送機器(7.0%)、一般機械(0.4%)、楽器(0.1%)であった。

第2位は中国で19,874トン(全体構成比20.7%)で、品目別構成比は、金属製品(54.2%)、輸送機器(20.5%)、その他(14.7%)、楽器(10.2%)、一般機械(0.4%)であった。

第3位は北米で16,333トン(全体構成比17.0%)で、品目別構成比は、輸送機器(78.0%)、その他(17.4%)、楽器(4.6%)となった。

第4位はヨーロッパで7,665トン(全体構成比8.0%)で、品目別構成比は、輸送機器(87.3%)、その他(9.0%)、一般機械(2.5%)、金属製品(1.2%)、となった。

それ以外では、中南米616トン、オセアニア20トン、アフリカ1トンとなった。

ウ. 積出港別

第1位は清水港で52,385トン(全体構成比54.4%)、第2位は名古屋港30,583トン(31.9%)、第3位は御前崎港5,532トン(5.8%)、第4位はその他港3,915トン(4.1%)、第5位は横浜港2,546トン(2.7%)、第6位は東京港1,015トン(1.1%)、となっている。

(3) 輸入の状況

輸入貨物取扱量は16,674トンで輸出入全体の14.8%を占め前年比100.1%となった。

コンテナ貨物取扱量は16,666トンでコンテナ化率100%、コンテナ個数は40Fコンテナ257個、20Fコンテナ46個であった。

ア. 品目別

第1位はその他(清掃用品、雑貨等)12,580トン(全体構成比75.4%)で、積地別構成比は、中国(88.0%)、その他アジア(11.7%)、ヨーロッパ(0.3%)となった。

第2位は輸送機器(自動車関連用品原材料など)2,106トン(全体構成比12.6%)で、積地別構成比は、中国(98.2%)、その他アジア(1.8%)となった。

第3位は楽器(ピアノ部品、管楽器、スピーカー等)1,296トン(7.8%)で、積地別構成比は、その他アジア(100%)となった。

第4位は化学製品692トン(全体構成比4.2%)で、積地別構成比は、その他アジア(100%)となった。

イ. 積地別

第1位は中国13,139トン(全体構成比78.8%)で、品目別構成比は、その他(84.3%)、輸送機器(15.7%)となった。

第2位はその他アジア3,496トン(全体構成比21.0%)で、品目別構成比は、その他(42.0%)、楽器(37.1%)、化学製品(19.8%)、輸送機器(1.1%)となった。

以下、第3位はヨーロッパ39トンで、北米・オセアニア・中南米・アフリカはなかった。

ウ. 荷揚港別

第1位は名古屋港で12,750トン(全体構成比76.5%)、第2位は清水港で3,476トン(20.8%)、第3位はその他港で448トン(2.7%)で、東京港・横浜港・御前崎港はなかった。

平成27年から10年連続で名古屋港が清水港を上回った。

(4)輸出入貨物の取扱状況(浜松内陸コンテナ基地扱い)

4-1 輸出貨物月別取扱状況

(1)品目別

品目	月	R6.1月	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月
① 取扱数量	輸送機器	2,584	2,832	2,926	2,454	2,279	2,064	2,181	1,793
	楽 器	134	325	270	406	270	182	199	157
	一 般 機 械	13	8	40	33	18	6	40	79
	金 属 製 品	1,344	1,577	1,774	1,838	1,370	1,614	1,823	1,622
	そ の 他	3,230	3,928	3,757	3,613	4,037	3,428	3,364	2,815
	計	7,305	8,670	8,767	8,344	7,974	7,294	7,607	6,466
	前 年 比 %	127.2%	125.3%	147.7%	134.5%	135.9%	121.9%	114.5%	104.3%
コンテナ	個 数 (TEU)	418	499	483	482	450	436	472	395
	数 量 (㎡)	7,123	8,436	8,517	8,103	7,757	7,071	7,383	6,285
	化 率 %	97.5%	97.3%	97.1%	97.1%	97.3%	96.9%	97.1%	97.2%

(2)仕向地別

区分	仕向地	北 米	中南米	ヨーロッパ	オセアニア	アフリカ	中 国	その他アジア	合計
取扱	数量(㎡)	16,333	616	7,665	20	1	19,874	51,467	95,976
	割合 %	17.0%	0.6%	8.0%	微量	微量	20.7%	53.6%	99.9%
	前年比 %	114.1%	110.0%	291.4%	400.0%	全 増	113.8%	112.6%	118.9%
コンテナ	個数(TEU)	824	33	277	1	0	1,352	3,193	5,680
	数量(㎡)	16,134	587	7,625	20	0	19,566	49,443	93,375
	化 率 %	98.8%	95.3%	99.5%	100.0%	—	98.5%	96.1%	97.3%

4-2 輸入貨物月別取扱状況

(1)品目別

品目	月	R6.1月	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月
② 取扱数量	輸送機器	124	87	174	116	58	58	87	200
	楽 器	161	113	0	170	55	76	399	105
	一 般 機 械	0	0	0	0	0	0	0	0
	化 学 製 品	63	59	50	40	50	52	63	57
	そ の 他	819	715	931	942	1,041	867	840	1,074
	計	1,167	974	1,155	1,268	1,204	1,053	1,389	1,436
	前 年 比 %	87.6%	67.9%	70.9%	87.5%	93.1%	109.8%	189.2%	77.6%
コンテナ	個 数 (TEU)	40	34	38	44	39	36	45	49
	数 量 (㎡)	1,167	974	1,155	1,268	1,204	1,053	1,389	1,436
	化 率 %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2)積地別

区分	積地	北 米	中南米	ヨーロッパ	オセアニア	アフリカ	中 国	その他アジア	合計
取扱	数量(㎡)	0	0	39	0	0	13,139	3,496	16,674
	割合 %	—	—	0.2%	—	—	78.8%	21.0%	100.0%
	前年比 %	—	—	78.0%	—	—	114.9%	67.5%	100.1%
コンテナ	個数(TEU)	0	0	1	0	0	429	130	560
	数量(㎡)	0	0	39	0	0	13,131	3,496	16,666
	化 率 %	—	—	100.0%	—	—	99.9%	100.0%	100.0%

単位 (数 量:㎡)
コンテナ個数:20フィート換算

R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	合 計			コンテナ計		
				数量(㎡)	割合%	前年比%	個数(TEU)	数量(㎡)	化率 %
1,857	1,766	2,048	2,949	27,733	28.9%	117.9%	1,344	27,065	97.6%
184	278	252	185	2,842	3.0%	82.7%	123	2,796	98.4%
153	24	60	20	494	0.5%	38.3%	27	358	72.5%
1,887	1,876	1,905	1,795	20,425	21.3%	121.6%	1,601	18,957	92.8%
4,815	3,595	3,628	4,272	44,482	46.3%	124.7%	2,585	44,199	99.4%
8,896	7,539	7,893	9,221	95,976	100.0%	118.9%	5,680	93,375	97.3%
128.0%	96.6%	101.8%	106.2%	118.9%			114.7%	118.7%	
543	472	483	547	5,680					
8,664	7,302	7,707	9,027	93,375					
97.4%	96.9%	97.6%	97.9%	97.3%					

① 輸出貨物「その他」は、建築用資材等である。

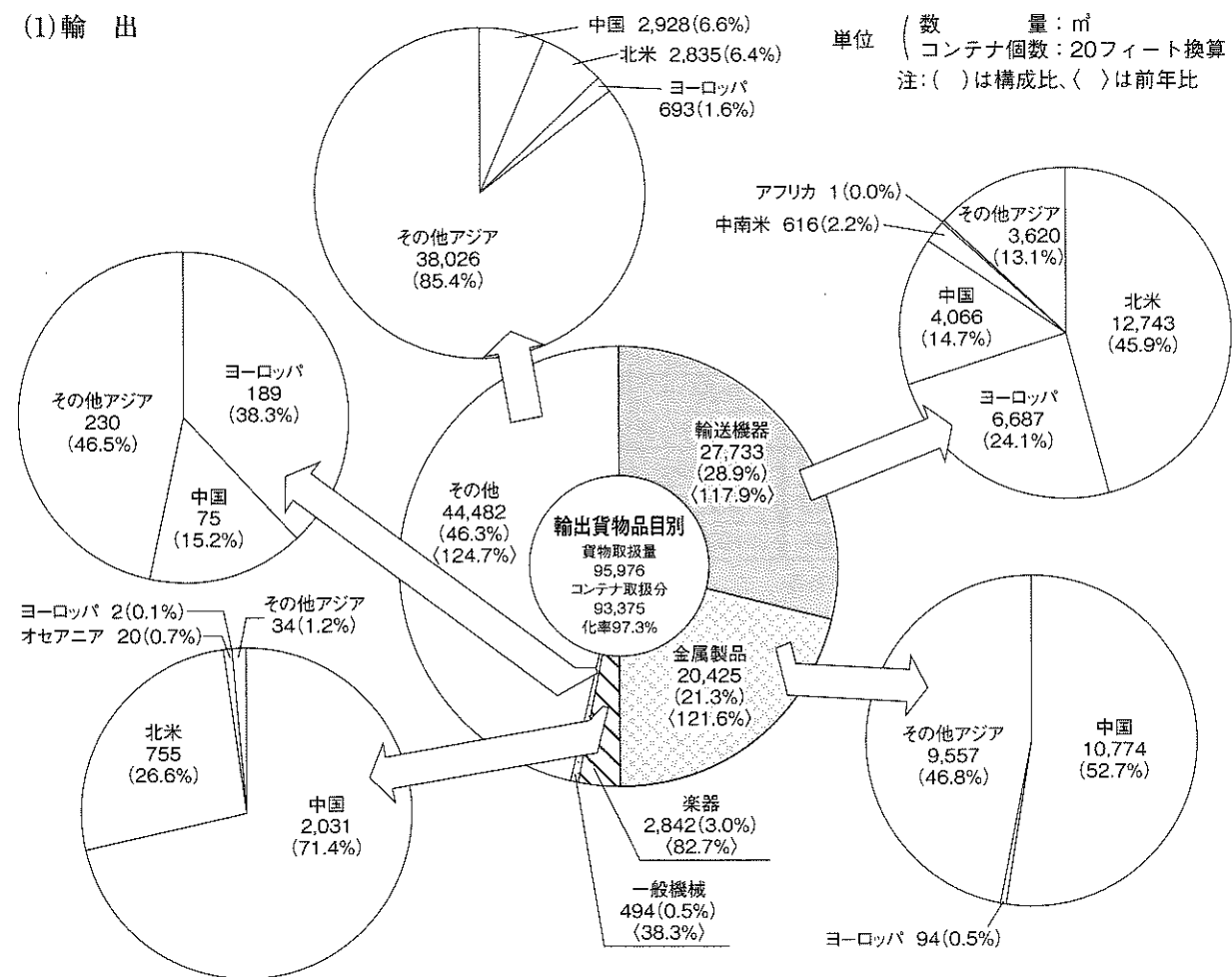
単位 (数 量:㎡)
コンテナ個数:20フィート換算

R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	合 計			コンテナ計		
				数量(㎡)	割合%	前年比%	個数(TEU)	数量(㎡)	化率 %
171	402	429	200	2,106	12.6%	119.5%	74	2,106	100.0%
0	55	54	108	1,296	7.8%	60.0%	49	1,296	100.0%
0	0	0	0	0	—	全 減	0	0	—
62	70	62	64	692	4.2%	98.2%	33	692	100.0%
1,344	1,527	1,433	1,047	12,580	75.4%	104.8%	404	12,572	99.9%
1,577	2,054	1,978	1,419	16,674	100.0%	100.1%	560	16,666	100.0%
95.6%	156.1%	122.2%	101.4%	100.1%			94.8%	100.0%	
53	69	65	48	560					
1,577	2,054	1,970	1,419	16,666					
100.0%	100.0%	99.6%	100.0%	100.0%					

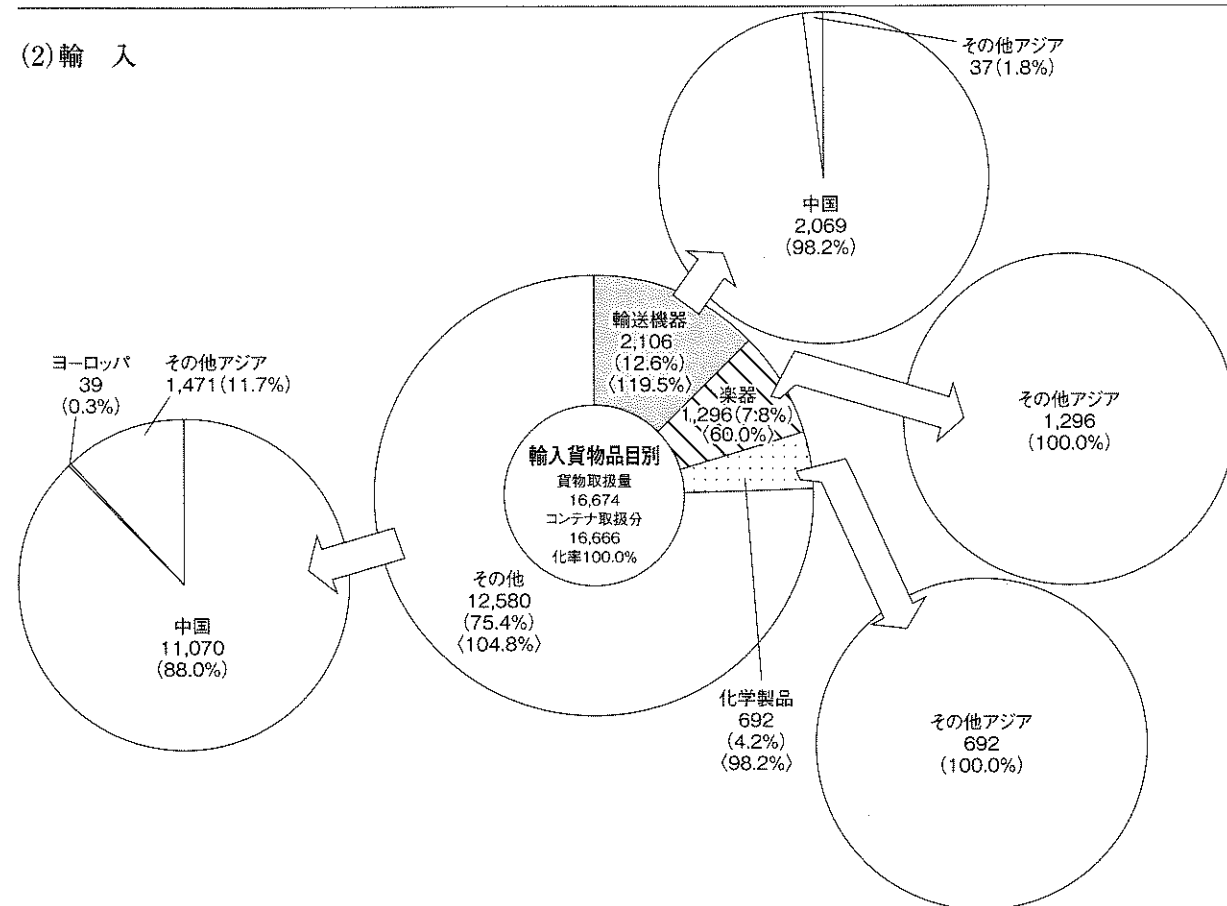
② 輸入貨物「その他」は、清掃用品等である。

4-3 品目別割合

(1) 輸出

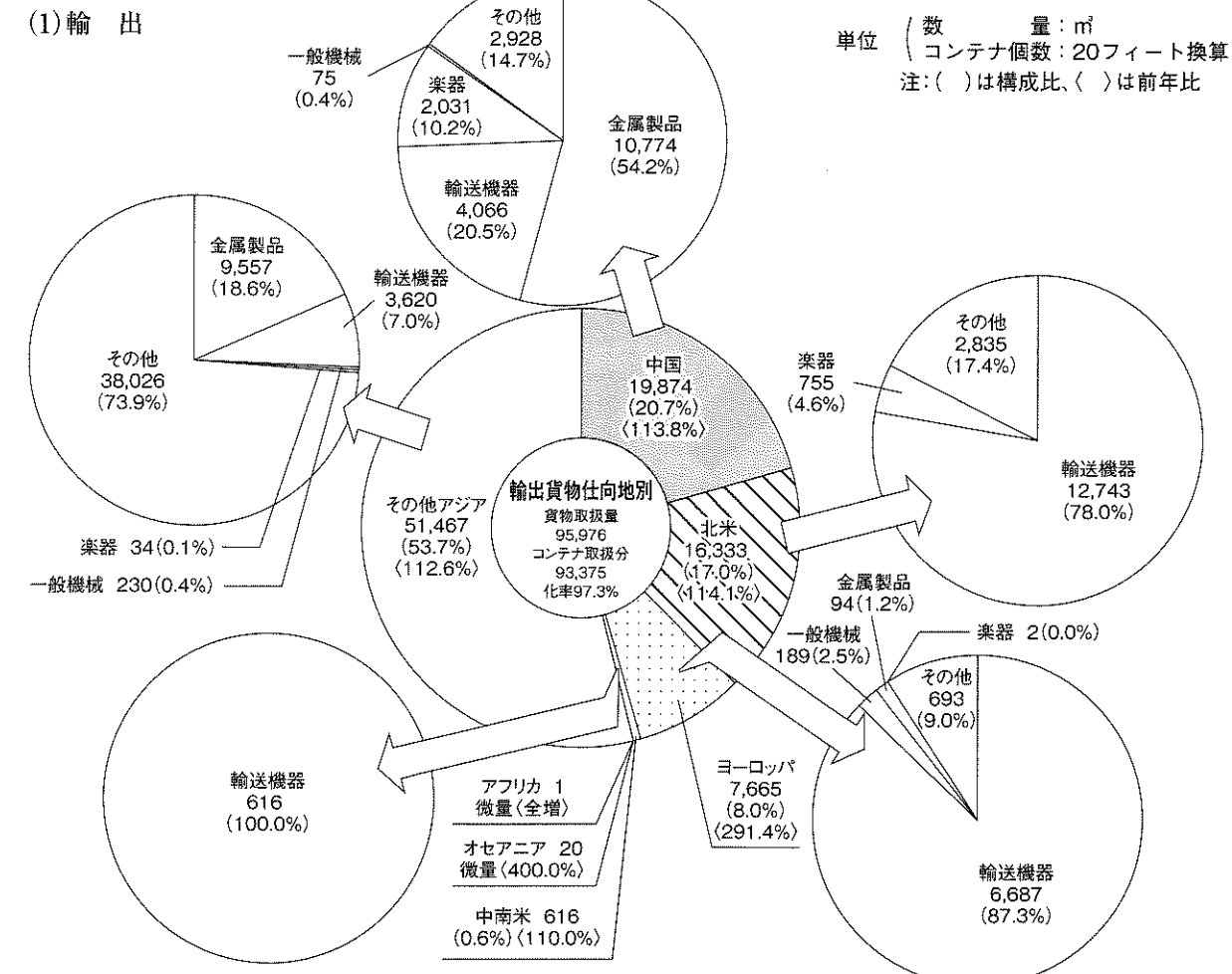


(2) 輸入

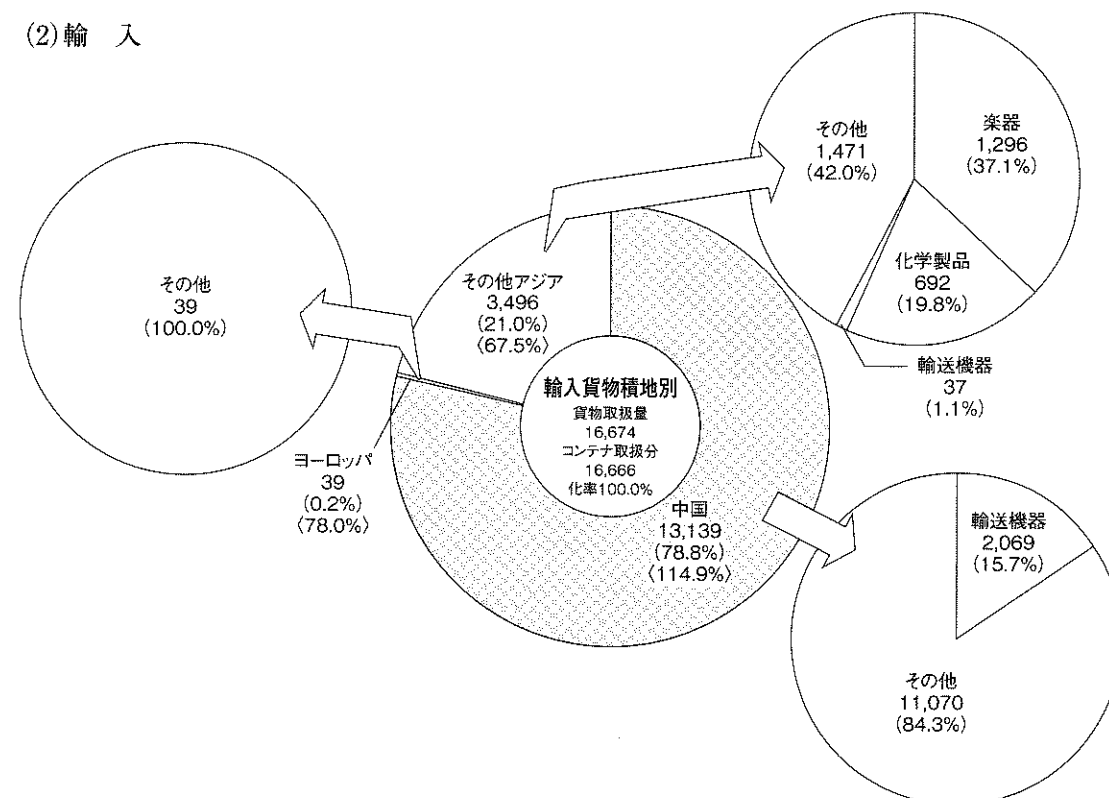


4-4 仕向地別・積地別割合

(1) 輸出



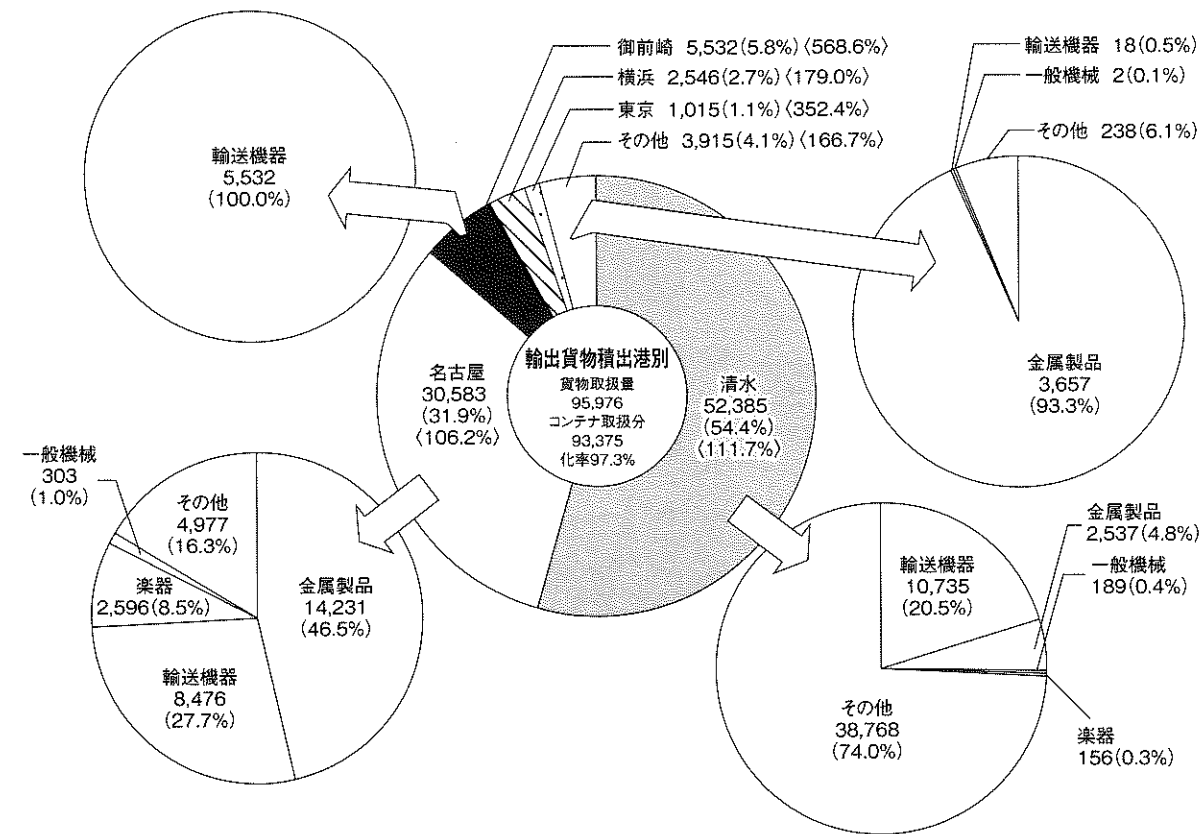
(2) 輸入



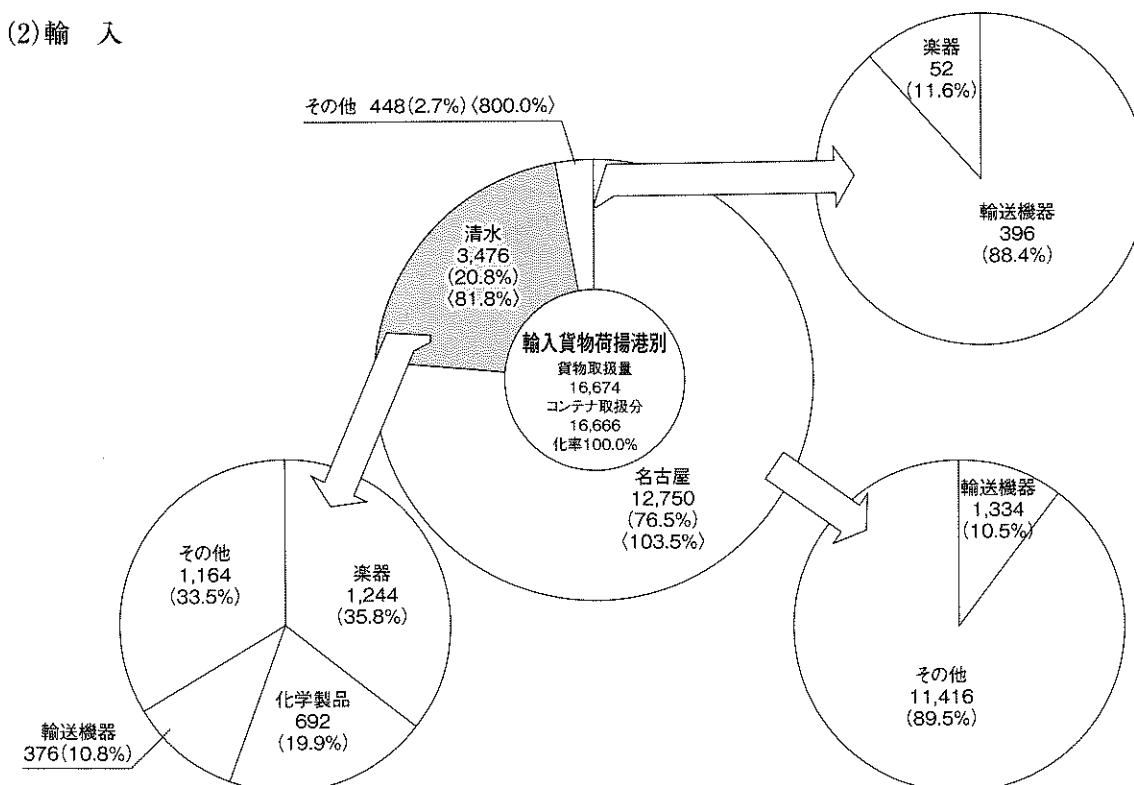
4-5 港別(積・揚)割合

(1) 輸 出

単位 (数 量: m³)
コンテナ個数: 20フィート換算
注: () は構成比、< > は前年比

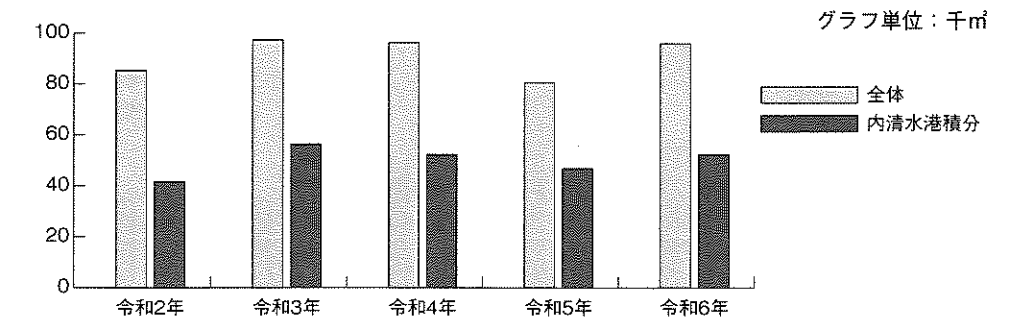


(2) 輸 入

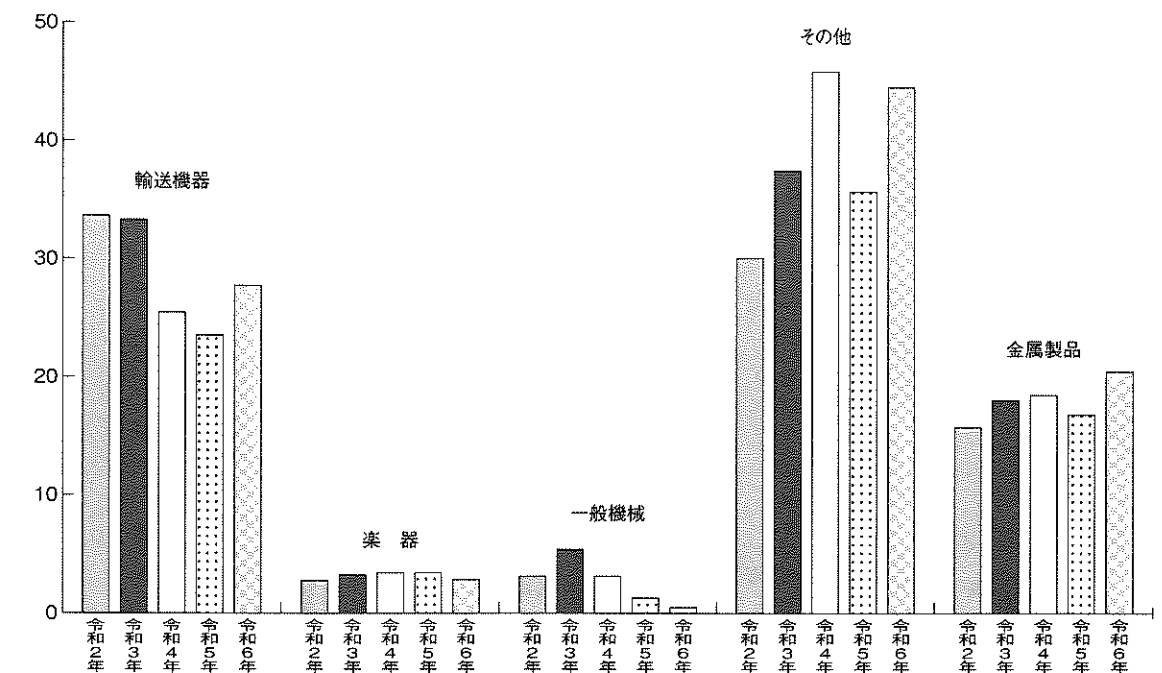


(5) 5年間(令和1年～令和5年)の年間貨物取扱推移

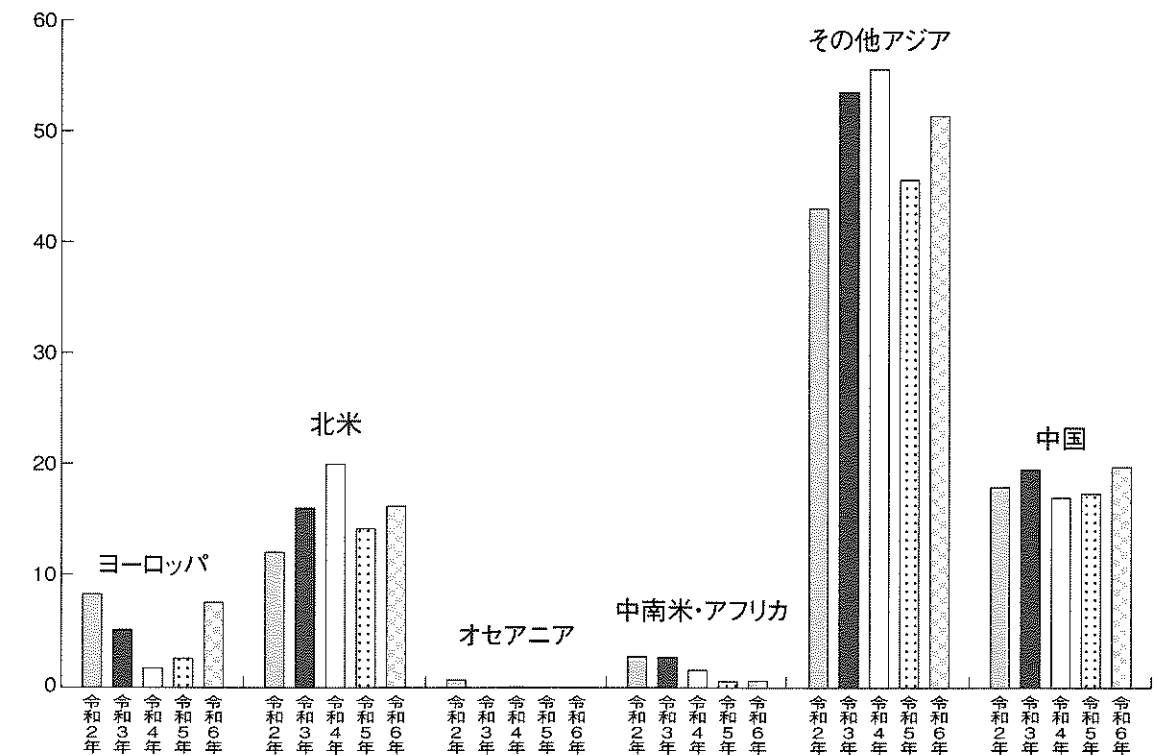
図表1 輸出貨物
〈輸出貨物の推移〉



〈品目別推移〉

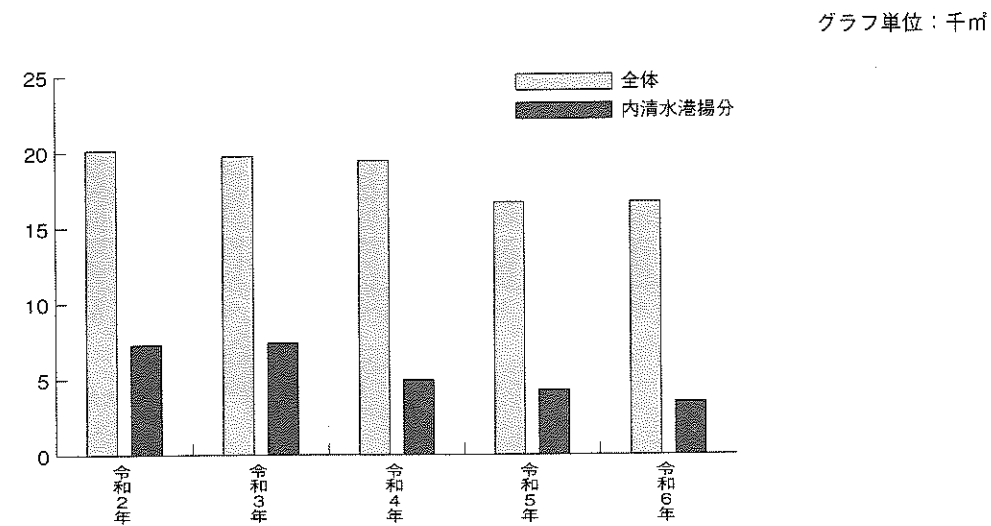


〈仕向地別推移〉

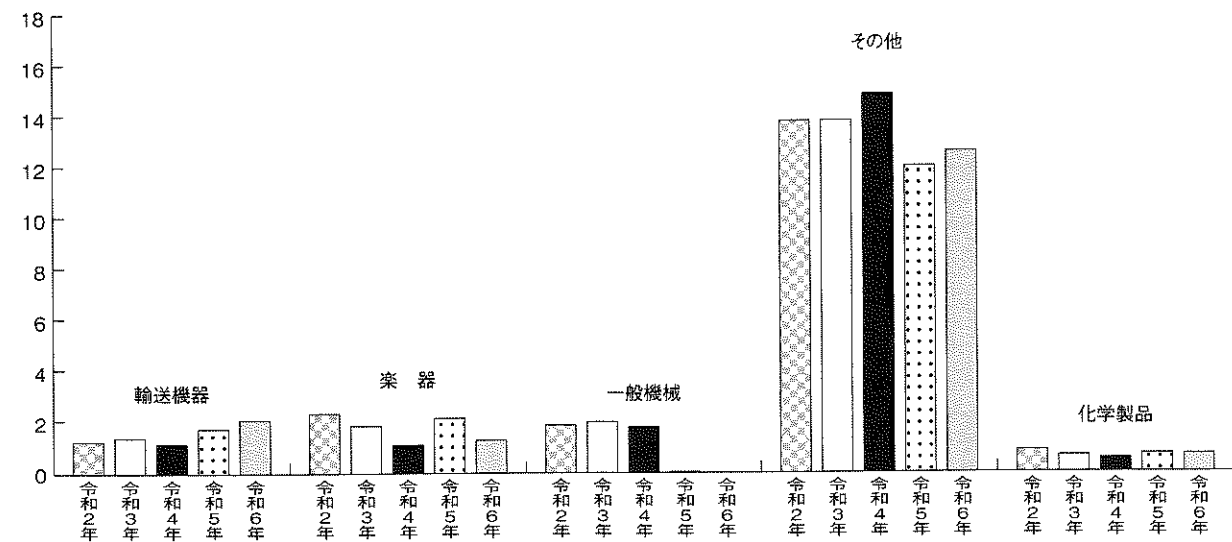


図表2 輸入貨物

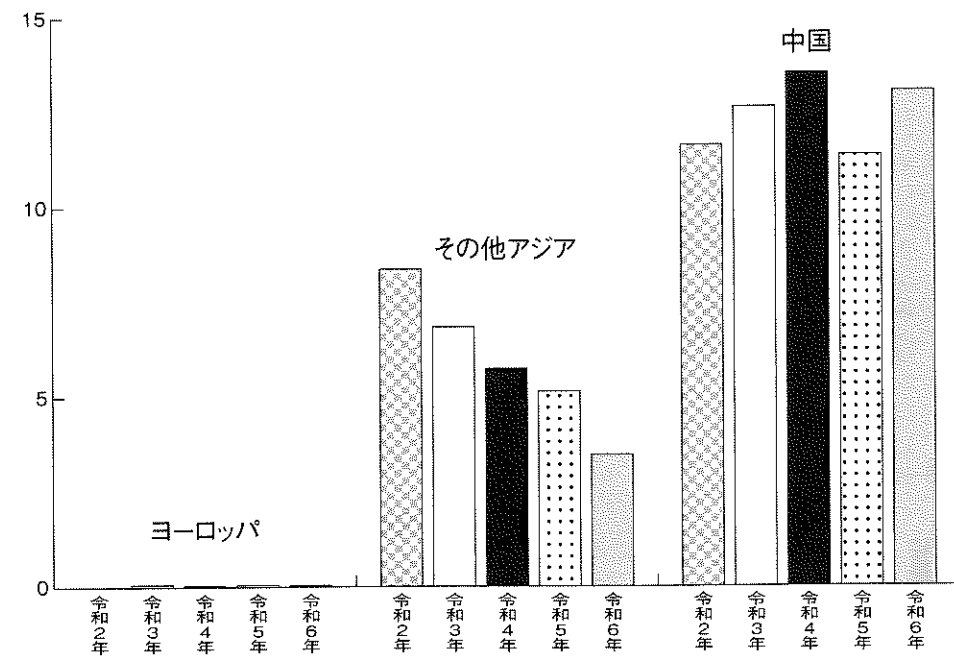
〈輸入貨物の推移〉



〈品目別推移〉

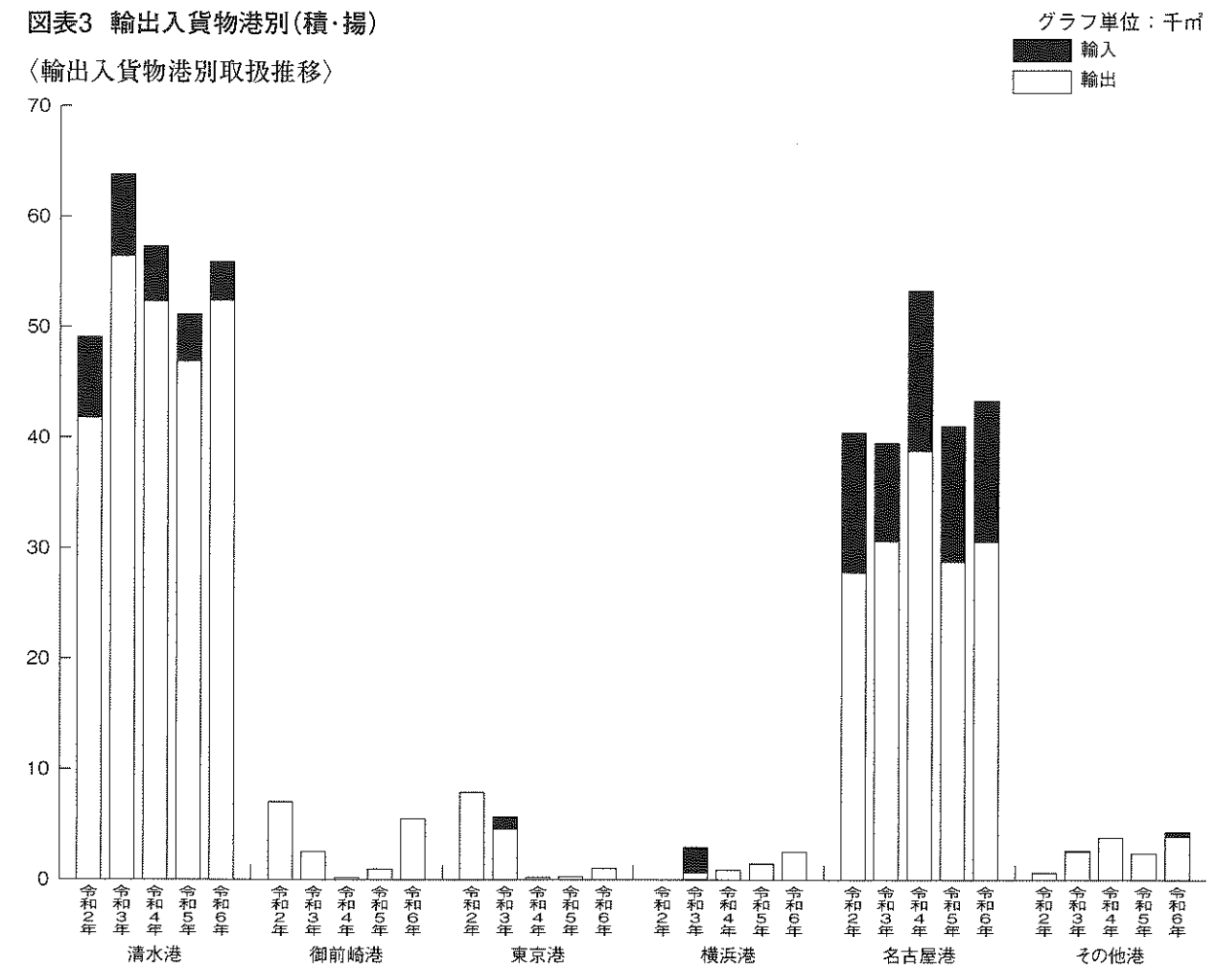


〈積地別推移〉

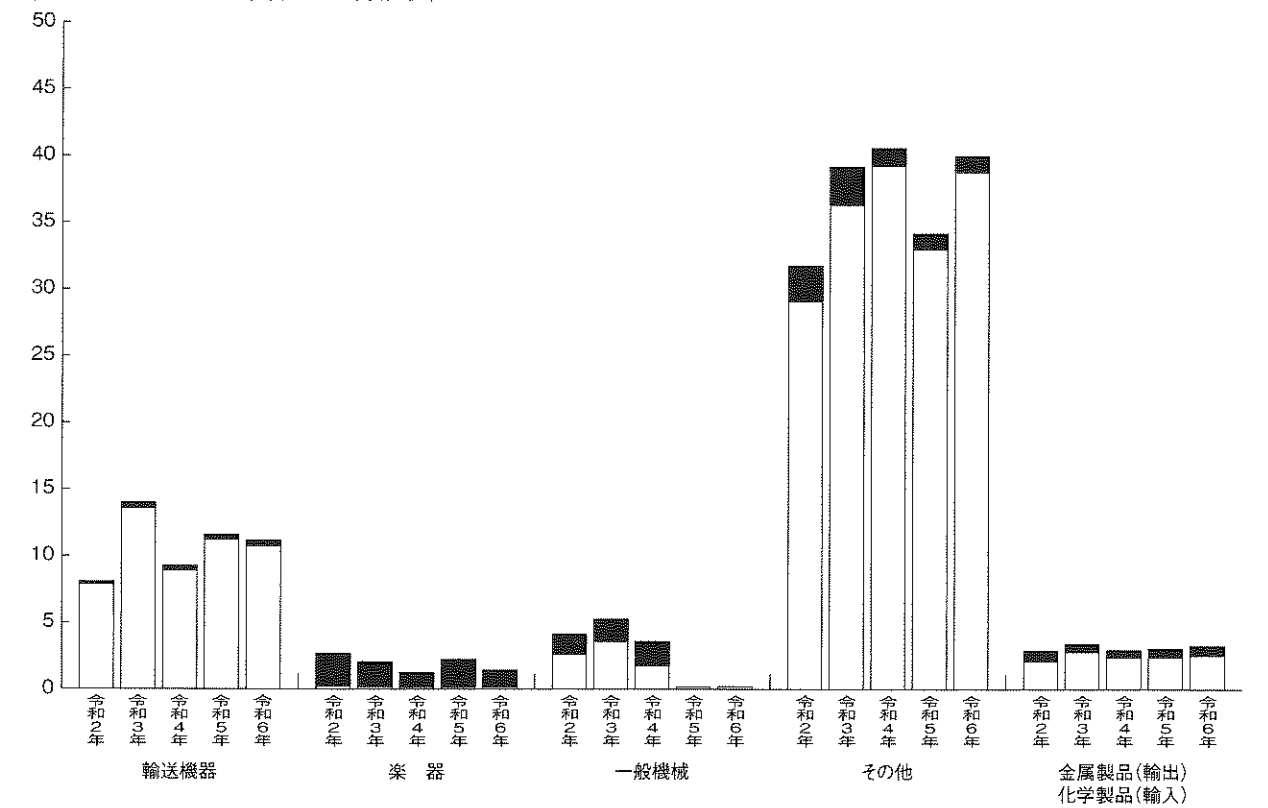


図表3 輸出入貨物港別(積・揚)

〈輸出入貨物港別取扱推移〉



〈清水港取扱輸出入貨物品目別推移〉



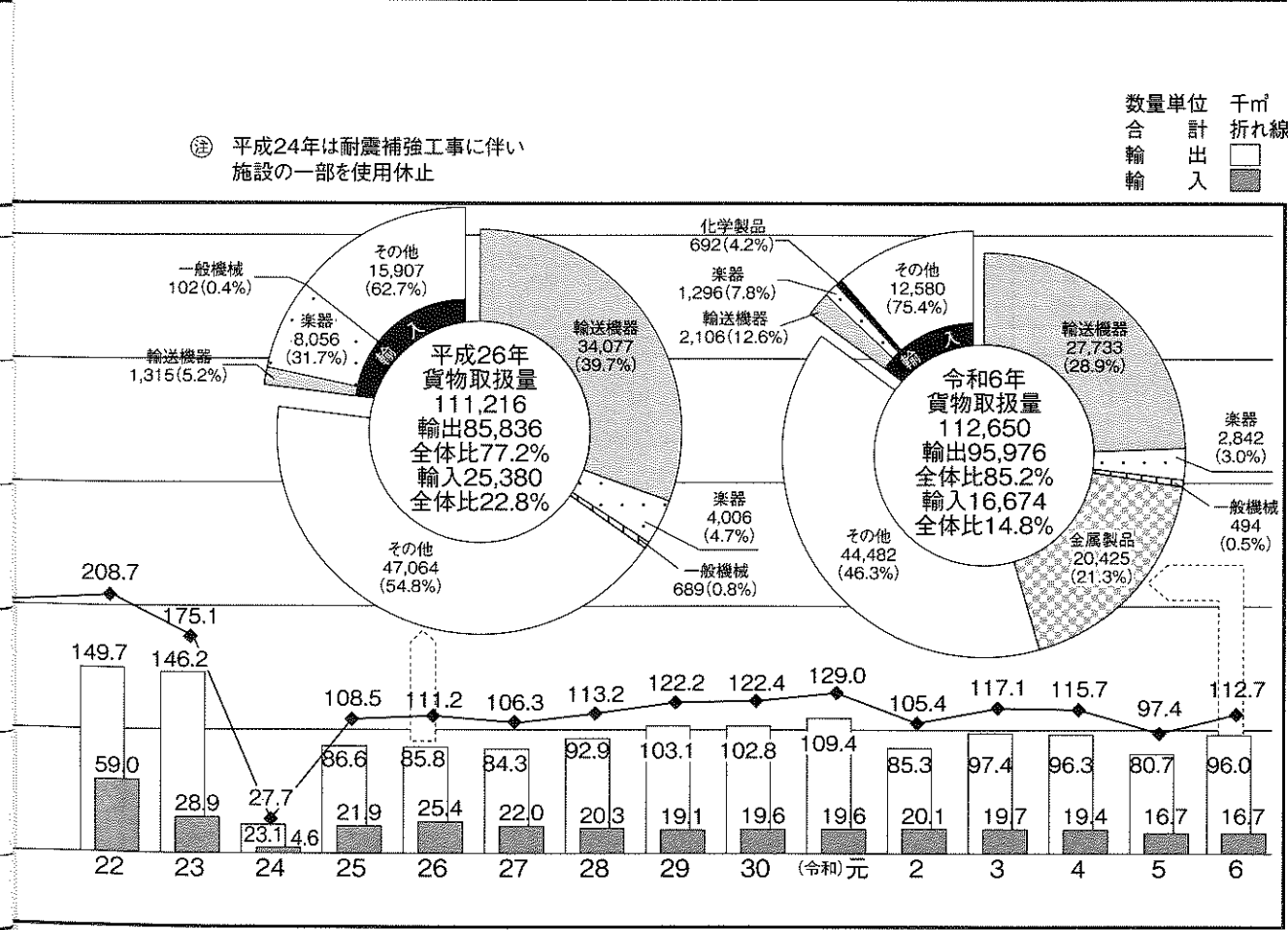
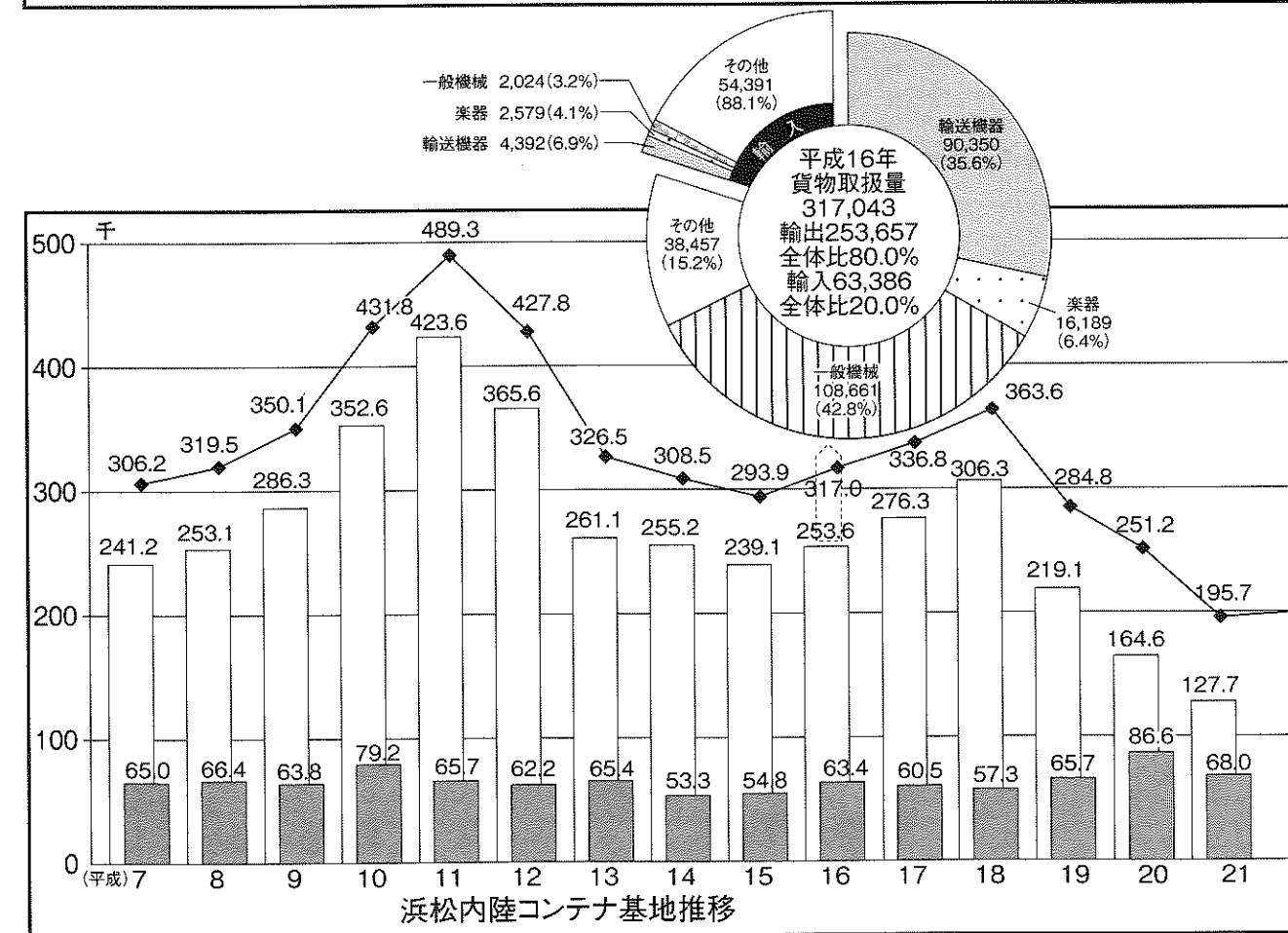
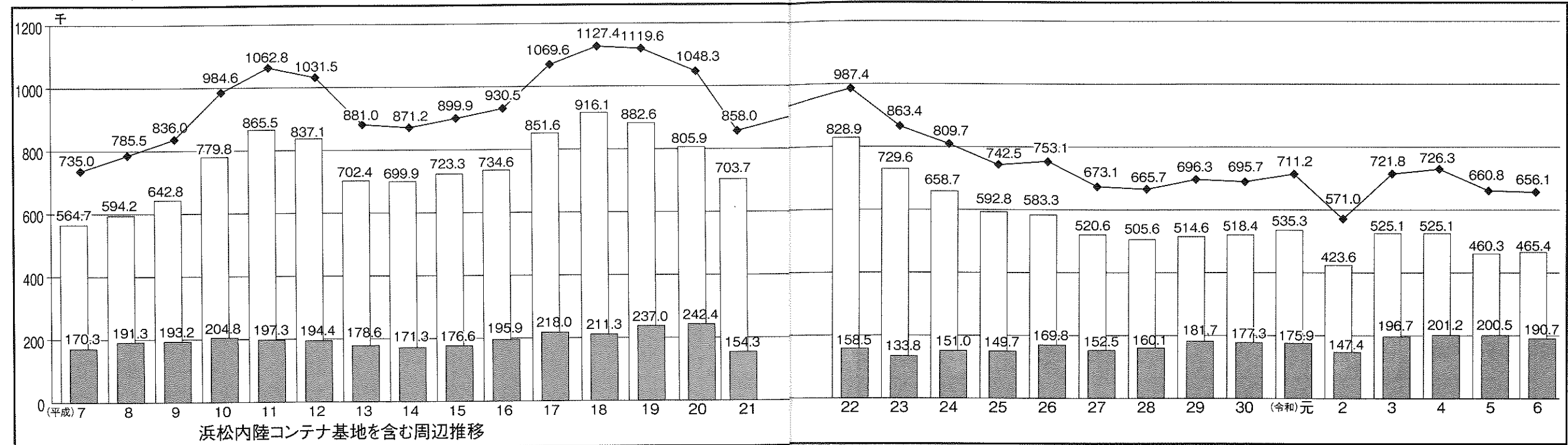
資料1

浜松内陸コンテナ基地を含む周辺及び浜松内陸コンテナ基地での

輸出入貨物取扱量年次別推移 (平成7年～令和6年)

*上グラフ(浜松内陸コンテナ基地を含む周辺推移)
*下グラフ(浜松内陸コンテナ基地推移)

数量単位 千m³
合 計 折れ線
輸 出 □
輸 入 ■



⑤ 平成24年は耐震補強工事に伴い
施設の一部を使用休止

数量単位 千m³
合 計 折れ線
輸 出 □
輸 入 ■

資料2 浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物品目別5年間の推移
(1)浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物品目別の推移

区 分		令和2年			令和3年		
		数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
合 計	輸 出	85,271	100.0	77.9	97,368	100.0	114.2
	輸 入	20,126	100.0	102.5	19,708	100.0	97.9
	計	105,397	100.0	81.7	117,076	100.0	111.1
輸 送 機 器	輸 出	33,626	39.4	73.8	33,294	34.2	99.0
	輸 入	1,261	6.3	76.2	1,408	7.1	111.7
	計	34,887	33.1	73.9	34,702	29.6	99.5
楽 器	輸 出	2,751	3.2	67.0	3,242	3.3	117.8
	輸 入	2,353	11.7	75.5	1,869	9.5	79.4
	計	5,104	4.8	70.7	5,111	4.4	100.1
一 般 機 械	輸 出	3,115	3.7	105.3	5,404	5.6	173.5
	輸 入	1,873	9.3	103.8	1,994	10.1	106.5
	計	4,988	4.7	104.8	7,398	6.3	148.3
① 金属製品(輸出) 化学製品(輸入)	輸 出	15,731	18.5		17,995	18.5	114.4
	輸 入	860	4.3		642	3.3	74.7
	計	16,591	15.7		18,637	15.9	112.3
① そ の 他	輸 出	30,048	35.2		37,433	38.4	124.6
	輸 入	13,779	68.4		13,795	70.0	100.1
	計	43,827	41.6		51,228	43.8	116.9
② コンテナ個数	輸 出	5,056	—	83.5	5,833	—	115.4
	輸 入	757	—	101.6	742	—	98.0
	計	5,813	—	85.5	6,575	—	113.1
コンテナ数量	輸 出	82,019	96.2	77.5	94,073	96.6	114.7
	輸 入	20,120	99.97	102.5	19,699	99.95	97.9
	計	102,139	96.9	81.4	113,772	97.2	111.4

① 令和2年1月から、品目集計を見直したため、「金属製品(輸出)」・「化学製品(輸入)」・「その他」に前年比%は無い。
② 「コンテナ個数」の数量は、20フィート換算による個数 ③ 「コンテナ数量」の割合は、各年合計のコンテナ比率

(2)基地含む周辺での輸出入貨物品目別の推移

区 分		令和2年			令和3年		
		数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
合 計	輸 出	423,632	100.0	79.1	525,076	100.0	123.9
	輸 入	147,415	100.0	83.8	196,679	100.0	133.4
	計	571,047	100.0	80.3	721,755	100.0	126.4
輸 送 機 器	輸 出	259,771	61.3	78.1	329,947	62.8	127.0
	輸 入	62,155	42.2	91.0	104,008	52.8	167.3
	計	321,926	56.4	80.3	433,955	60.1	134.8
楽 器	輸 出	71,982	17.0	83.4	83,442	15.9	115.9
	輸 入	20,974	14.2	95.8	23,723	12.1	113.1
	計	92,956	16.3	81.5	107,165	14.8	115.3
一 般 機 械	輸 出	4,178	1.0	68.3	6,972	1.3	166.9
	輸 入	8,519	5.8	64.0	10,359	5.3	121.6
	計	12,697	2.2	65.3	17,331	2.4	136.5
① 金属製品(輸出) 化学製品(輸入)	輸 出	28,773	6.8		35,625	6.8	123.8
	輸 入	4,135	2.8		5,709	2.9	138.1
	計	32,908	5.8		41,334	5.7	125.6
① そ の 他	輸 出	58,928	13.9		69,090	13.2	117.2
	輸 入	51,632	35.0		52,880	26.9	102.4
	計	110,560	19.4		121,970	16.9	110.3
② コンテナ個数	輸 出	20,468	—	81.4	25,111	—	122.7
	輸 入	6,562	—	84.2	8,671	—	132.1
	計	27,030	—	82.0	33,782	—	125.0
コンテナ数量	輸 出	415,589	98.1	79.1	515,859	98.2	124.1
	輸 入	144,446	98.0	83.7	193,017	98.1	133.6
	計	560,035	98.1	80.2	708,876	98.2	126.6

③ 輸出貨物「その他」は、建築用資材、電気機器部品等である。
輸入貨物「その他」は、清掃用品、電気機器部品等である。

数 量: m

令和4年			令和5年			令和6年		
数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
96,287	100.0	98.9	80,700	100.0	83.8	95,976	100.0	118.9
19,419	100.0	98.5	16,664	100.0	85.8	16,674	100.0	100.1
115,706	100.0	98.8	97,364	100.0	84.2	112,650	100.0	115.7
25,461	26.4	76.5	23,517	29.1	92.4	27,733	28.9	117.9
1,165	6.0	82.7	1,762	10.6	151.2	2,106	12.6	119.5
26,626	23.0	76.7	25,279	26.0	94.9	29,839	26.5	118.0
3,427	3.6	105.7	3,436	4.3	100.3	2,842	3.0	82.7
1,116	5.7	59.7	2,160	13.0	193.6	1,296	7.8	60.0
4,543	3.9	88.9	5,596	5.7	123.2	4,138	3.7	74.0
3,132	3.3	58.0	1,290	1.6	41.2	494	0.5	38.3
1,786	9.2	89.6	37	0.2	2.1	0	—	全 減
4,918	4.3	66.5	1,327	1.4	27.0	494	0.4	37.2
18,447	19.2	102.5	16,800	20.8	91.1	20,425	21.3	121.6
527	2.7	82.1	705	4.2	133.8	692	4.2	98.2
18,974	16.4	101.8	17,505	18.0	92.3	21,117	18.7	120.6
45,820	47.5	122.4	35,657	44.2	77.8	44,482	46.3	124.8
14,825	76.4	107.5	12,000	72.0	80.9	12,580	75.4	104.8
60,645	52.4	118.4	47,657	48.9	78.6	57,062	50.7	119.7
5,647	—	96.8	4,953	—	87.7	5,680	—	114.7
686	—	92.5	591	—	86.2	560	—	94.8
6,333	—	96.3	5,544	—	87.5	6,240	—	112.6
93,473	97.1	99.4	78,658	97.5	84.2	93,375	97.3	118.7
19,339	99.6	98.2	16,662	100.0	86.2	16,666	100.0	100.0
112,812	97.5	99.2	95,320	97.9	84.5	110,041	97.7	115.4

数 量: m

令和4年			令和5年			令和6年		
数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
525,085	100.0	100.0	460,308	100.0	87.7	465,442	100.0	101.1
201,208	100.0	102.3	200,485	100.0	99.6	190,734	100.0	95.1
726,293	100.0	100.6	660,793	100.0	91.0	656,176	100.0	99.3
332,207	63.3	100.7	285,822	62.1	86.0	291,812	62.7	102.1
104,662	52.1	100.6	103,461	51.6	98.9	91,814	48.0	88.7
436,869	60.1	100.7	389,283	59.0	89.1	383,626	58.5	98.6
80,877	15.4	96.9	70,091	15.2	86.7	62,853	13.5	89.7
25,754	12.8	108.6	28,423	14.2	110.4	28,340	14.9	99.7
106,631	14.7	99.5	98,514	14.9	92.4	91,193	13.9	92.6
5,506	1.0	79.0	5,647	1.2	102.6	4,058	0.9	71.9
9,750	4.8	94.1	15,127	7.5	155.2	16,551	8.7	109.4
15,256	2.1	88.0	20,774	3.1	136.2	20,609	3.1	99.2
31,117	5.9	87.3	30,852	6.7	99.2	30,448	6.5	98.7
6,420	3.2	112.5	4,816	2.4	75.0	3,949	2.1	82.0
37,537	5.2	90.8	35,668	5.4	95.0	34,397	5.2	96.4
75,378	14.4	109.1	67,896	14.8	90.1	76,271	16.4	112.3
54,622	27.1	103.3	48,658	24.3	89.1	50,080	26.3	102.9
130,000	17.9	106.6	116,554	17.6	89.7	126,351	19.3	108.4
24,564	—	97.8	21,345	—	86.9	21,574	—	101.1
9,000	—	103.8	8,616	—	95.7	8,027	—	93.2
33,564	—	99.4	29,961	—	89.3	29,601	—	98.8
518,106	98.7	100.4	454,319	98.7	87.7	458,283	98.5	100.9
197,811	98.3	102.5	197,587	98.6	99.9	188,230	98.7	95.3
715,917	98.6	101.0	651,906	98.7	91.1	646,513	98.5	99.2

資料3 浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物仕向地別・積地別5年間の推移
(1)浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物仕向地別・積地別の推移

区 分		令和2年			令和3年		
		数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
合 計	輸 出	85,271	100.0	77.9	97,368	100.0	114.2
	輸 入	20,126	100.0	102.5	19,708	100.0	97.9
	計	105,397	100.0	81.7	117,076	100.0	111.1
北 米	輸 出	12,189	14.3	81.0	16,173	16.6	132.7
	輸 入	0	—	全 減	39	0.2	全 増
	計	12,189	11.6	80.8	16,212	13.8	133.0
中 南 米	輸 出	1,666	1.9	205.2	2,336	2.4	140.2
	輸 入	0	—	—	0	—	—
	計	1,666	1.6	205.2	2,336	2.0	140.2
ヨ ー ロ ッ パ	輸 出	8,407	9.9	69.8	5,213	5.4	62.0
	輸 入	2	微量	50.0	67	0.3	3350.0
	計	8,409	8.0	69.8	5,280	4.5	62.8
ア フ リ カ	輸 出	1,120	1.3	64.0	407	0.4	36.3
	輸 入	0	—	—	0	—	—
	計	1,120	1.1	64.0	407	0.3	36.3
オ セ ア ニ ア	輸 出	680	0.8	2956.5	0	—	全 減
	輸 入	0	—	—	0	—	—
	計	680	0.6	2956.5	0	—	全 減
注1 中 国	輸 出	18,055	21.2		19,627	20.2	108.7
	輸 入	11,702	58.1		12,716	64.6	108.7
	計	29,757	28.2		32,343	27.6	108.7
注1 その他アジア	輸 出	43,154	50.6		53,612	55.0	124.2
	輸 入	8,422	41.9		6,886	34.9	81.8
	計	51,576	48.9		60,498	51.8	117.3

注1 令和2年1月から、仕向地・積地集計を見直したため、「中国」「その他アジア」に前年比%は無い。

(2)基地含む周辺での輸出入貨物仕向地別・積地別の推移

区 分		令和2年			令和3年		
		数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
合 計	輸 出	423,632	100.0	79.1	525,076	100.0	123.9
	輸 入	147,415	100.0	83.8	196,679	100.0	133.4
	計	571,047	100.0	80.3	721,755	100.0	126.4
北 米	輸 出	83,479	19.7	80.5	105,114	20.0	125.9
	輸 入	8,104	5.5	77.2	9,027	4.6	111.4
	計	91,583	16.0	80.2	114,141	15.8	124.6
中 南 米	輸 出	36,009	8.5	79.0	47,505	9.0	131.9
	輸 入	96	0.1	152.4	38	微量	39.6
	計	36,105	6.4	79.1	47,543	6.6	131.7
ヨ ー ロ ッ パ	輸 出	78,146	18.5	79.6	123,090	23.4	157.5
	輸 入	16,208	11.0	251.1	27,070	13.8	167.0
	計	94,354	16.5	90.2	150,160	20.8	159.1
ア フ リ カ	輸 出	1,755	0.4	51.0	2,707	0.5	154.2
	輸 入	0	—	—	587	0.3	全 増
	計	1,755	0.3	51.0	3,294	0.5	187.7
オ セ ア ニ ア	輸 出	16,952	4.0	80.7	18,682	3.6	110.2
	輸 入	84	0.1	280.0	110	0.1	131.0
	計	17,036	3.0	81.0	18,792	2.6	110.3
注1 中 国	輸 出	67,815	16.0		78,597	15.0	115.9
	輸 入	43,121	29.2		58,235	29.6	135.1
	計	110,936	19.4		136,832	19.0	123.3
注1 その他アジア	輸 出	139,476	32.9		149,381	28.5	107.1
	輸 入	79,802	54.1		101,612	51.6	127.3
	計	219,278	38.4		250,993	34.7	114.5

数 量:m

令和4年			令和5年			令和6年		
数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
96,287	100.0	98.9	80,700	100.0	83.8	95,976	100.0	118.9
19,419	100.0	98.5	16,664	100.0	85.8	16,674	100.0	100.1
115,706	100.0	98.8	97,364	100.0	84.2	112,650	100.0	115.7
20,128	20.9	124.5	14,319	17.7	71.1	16,333	17.0	114.1
0	—	全 減	0	—	—	0	—	—
20,128	17.4	124.2	14,319	14.7	71.1	16,333	14.5	114.1
1,575	1.6	67.4	560	0.7	35.6	616	0.6	110.0
0	—	—	0	—	—	0	—	—
1,575	1.4	67.4	560	0.6	35.6	616	0.5	110.0
1,744	1.8	33.5	2,630	3.3	150.8	7,665	8.0	291.4
36	0.2	53.7	50	0.3	138.9	39	0.2	78.0
1,780	1.5	33.7	2,680	2.8	150.6	7,704	6.8	287.5
4	微量	1.0	0	—	全 減	1	微量	全 増
0	—	—	0	—	—	0	—	—
4	微量	1.0	0	—	全 減	1	微量	全 増
65	0.1	全 増	5	微量	7.7	20	微量	400.0
0	—	—	0	—	—	0	—	—
65	0.1	全 増	5	微量	7.7	20	微量	400.0
17,104	17.8	87.1	17,467	21.6	102.1	19,874	20.7	113.8
13,606	70.1	107.0	11,438	68.6	84.1	13,139	78.8	114.9
30,710	26.5	95.0	28,905	29.7	94.1	33,013	29.3	114.2
55,667	57.8	103.8	45,719	56.7	82.1	51,467	53.7	112.6
5,777	29.7	83.9	5,176	31.1	89.6	3,496	21.0	67.5
61,444	53.1	101.6	50,895	52.2	82.8	54,963	48.9	108.0

数 量:m

令和4年			令和5年			令和6年		
数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
525,085	100.0	100.0	460,308	100.0	87.7	465,442	100.0	101.1
201,208	100.0	102.3	200,485	100.0	99.6	190,734	100.0	95.1
726,293	100.0	100.6	660,793	100.0	91.0	656,176	100.0	99.3
93,071	17.7	88.5	95,717	20.8	102.8	96,207	20.7	100.5
7,089	3.5	78.5	6,073	3.0	85.7	7,577	4.0	124.8
100,160	13.8	87.8	101,790	15.4	101.6	103,784	15.8	102.0
49,346	9.4	103.9	46,193	10.0	93.6	48,844	10.5	105.7
3,164	1.6	8326.3	150	0.1	4.7	0	—	全 減
52,510	7.2	110.5	46,343	7.0	88.3	48,844	7.4	105.4
134,954	25.7	109.6	98,204	21.3	72.8	88,996	19.1	90.6
32,556	16.2	120.3	40,482	20.2	124.4	29,973	15.7	74.0
167,510	23.1	111.6	138,686	21.0	82.8	118,969	18.1	85.8
4,760	0.9	175.8	5,276	1.1	110.8	4,417	0.9	83.7
548	0.3	93.4	0	—	全 減	78	微量	全 増
5,308	0.7	161.1	5,276	0.8	99.4	4,495	0.7	85.2
18,291	3.5	97.9	14,652	3.2	80.1	16,418	3.5	112.1
339	0.2	308.2	293	0.1	86.4	185	0.1	63.1
18,630	2.6	99.1	14,945	2.3	80.2	16,603	2.5	111.1
67,387	12.8	85.7	53,777	11.7	79.8	53,488	11.5	99.5
56,248	28.0	96.6	52,723	26.3	93.7	54,733	28.7	103.8
123,635	17.0	90.4	106,500	16.1	86.1	108,221	16.5	101.6
157,276	30.0	105.3	146,489	31.9	93.1	157,072	33.8	107.2
101,264	50.2	99.7	100,764	50.3	99.5	98,188	51.5	97.4
258,540	35.6	103.0	247,253	37.4	95.6	255,260	39.0	103.2

資料4 浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物積出港別・荷揚港別5年間の推移
(1)浜松内陸コンテナ基地輸出入貨物積出港別・荷揚港別の推移

区 分		令和2年			令和3年		
		数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
合 計	輸 出	85,271	100.0	77.9	97,368	100.0	114.2
	輸 入	20,126	100.0	102.5	19,708	100.0	97.9
	計	105,397	100.0	81.7	117,076	100.0	111.1
清 水 港	輸 出	41,774	49.0	73.4	56,392	57.9	135.0
	輸 入	7,277	36.1	97.4	7,375	37.4	101.4
	計	49,051	46.5	76.2	63,767	54.4	130.0
御 前 崎 港	輸 出	7,044	8.2	67.9	2,550	2.6	36.2
	輸 入	0	—	—	0	—	—
	計	7,044	6.7	67.9	2,550	2.2	36.2
東 京 港	輸 出	7,918	9.3	90.9	4,577	4.7	57.8
	輸 入	196	1.0	107.1	1,121	5.7	571.9
	計	8,114	7.7	91.2	5,698	4.9	70.2
横 浜 港	輸 出	54	0.1	105.9	636	0.7	1177.8
	輸 入	0	—	—	2,322	11.8	全 増
	計	54	0.1	105.9	2,958	2.5	5477.8
名 古 屋 港	輸 出	27,827	32.6	85.8	30,645	31.5	110.1
	輸 入	12,653	62.9	105.5	8,889	45.1	70.3
	計	40,480	38.4	91.1	39,534	33.8	97.7
そ の 他 港	輸 出	654	0.8	73.1	2,568	2.6	392.7
	輸 入	0	—	—	1	微量	全 増
	計	654	0.6	73.1	2,569	2.2	392.8
① 清水港外国貿易貨物量	輸 出	3,367,925	—	91.3	3,821,345	—	113.4
	輸 入	6,028,983	—	95.7	6,543,267	—	106.1
	計	9,396,908	—	94.1	10,215,780	—	108.7
② 内コンテナ貨物量	輸 出	3,229,640	95.9	90.7	3,662,500	95.8	113.4
	輸 入	1,720,576	28.5	89.5	1,742,537	26.6	101.3
	計	4,950,216	52.7	90.3	5,405,037	52.9	109.2

① 清水港外国貿易貨物量5年間の推移 資料:清水港管理局 数量単位:F/T (トン) ※令和6年は速報値
② 「内コンテナ貨物量」の割合項目は「清水外国貿易貨物量」に対する割合

(2)基地含む周辺での輸出入貨物積出港別・荷揚港別の推移

区 分		令和2年			令和3年		
		数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
合 計	輸 出	423,632	100.0	79.1	525,076	100.0	123.9
	輸 入	147,415	100.0	83.8	196,679	100.0	133.4
	計	571,047	100.0	80.3	721,755	100.0	126.4
清 水 港	輸 出	245,113	57.8	76.3	266,266	50.6	108.6
	輸 入	100,275	68.0	85.4	138,670	70.5	138.3
	計	345,388	60.5	78.7	404,936	56.1	117.2
御 前 崎 港	輸 出	52,487	12.4	71.8	88,528	16.9	168.7
	輸 入	508	0.4	全 増	329	0.2	64.8
	計	52,995	9.3	72.5	88,857	12.3	167.7
東 京 港	輸 出	53,685	12.7	95.7	76,641	14.6	142.8
	輸 入	775	0.5	22.7	3,377	1.7	435.7
	計	54,460	9.5	91.5	80,018	11.1	146.9
横 浜 港	輸 出	4,708	1.1	118.6	6,292	1.2	133.6
	輸 入	20	微量	200.0	2,716	1.4	13580.0
	計	4,728	0.8	118.9	9,008	1.2	190.5
名 古 屋 港	輸 出	58,037	13.7	85.3	71,855	13.7	123.8
	輸 入	45,221	30.7	82.2	51,550	26.2	114.0
	計	103,258	18.1	83.9	123,405	17.1	119.5
そ の 他 港	輸 出	9,602	2.3	74.7	15,494	3.0	161.4
	輸 入	616	0.4	全 増	37	微量	6.0
	計	10,218	1.8	79.5	15,531	2.2	152.0

数 量:m

令和4年			令和5年			令和6年		
数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
96,287	100.0	98.9	80,700	100.0	83.8	95,976	100.0	118.9
19,419	100.0	98.5	16,664	100.0	85.8	16,674	100.0	100.1
115,706	100.0	98.8	97,364	100.0	84.2	112,650	100.0	115.7
52,333	54.4	92.8	46,881	58.0	89.6	52,385	54.4	111.7
4,939	25.4	67.0	4,248	25.5	86.0	3,476	20.8	81.8
57,272	49.4	89.8	51,129	52.5	89.3	55,861	49.5	109.3
180	0.2	7.1	973	1.2	540.6	5,532	5.8	568.6
0	—	—	0	—	—	0	—	—
180	0.2	7.1	973	1.0	540.6	5,532	4.9	568.6
216	0.2	4.7	288	0.4	133.3	1,015	1.1	352.4
0	—	全 減	0	—	—	0	—	—
216	0.2	3.8	288	0.3	133.3	1,015	0.9	352.4
888	0.9	139.6	1,422	1.8	160.1	2,546	2.7	179.0
2	微量	0.1	37	0.2	1850.0	0	—	全 減
890	0.8	30.1	1,459	1.5	163.9	2,546	2.3	174.5
38,829	40.3	126.7	28,787	35.7	74.1	30,583	31.9	106.2
14,478	74.6	162.9	12,323	74.0	85.1	12,750	76.5	103.5
53,307	46.1	134.8	41,110	42.2	77.1	43,333	38.5	105.4
3,841	4.0	149.6	2,349	2.9	61.2	3,915	4.1	166.7
0	—	全 減	56	0.3	全 増	448	2.7	800.0
3,841	3.3	149.5	2,405	2.5	62.6	4,363	3.9	181.4
3,724,008	—	97.5	3,328,703	—	89.4	3,172,395	—	95.3
6,503,939	—	99.4	5,926,179	—	91.1	6,112,634	—	103.1
10,227,947	—	100.1	9,254,882	—	90.5	9,285,029	—	100.3
3,623,860	97.3	98.9	3,238,180	97.3	89.4	3,048,980	96.1	94.2
1,735,408	26.7	99.6	1,562,253	26.4	90.0	1,622,297	26.5	103.8
5,359,268	52.4	99.2	4,800,433	51.9	89.6	4,671,277	50.3	97.3

数 量:m

令和4年			令和5年			令和6年		
数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%	数 量	割合%	前年比%
525,085	100.0	100.0	460,308	100.0	87.7	465,442	100.0	101.1
201,208	100.0	102.3	200,485	100.0	99.6	190,734	100.0	95.1
726,293	100.0	100.6	660,793	100.0	91.0	656,176	100.0	99.3
290,047	55.3	108.9	258,900	56.3	89.3	240,893	51.8	93.0
150,919	75.1	108.8	159,477	79.6	105.7	145,553	76.3	91.3
440,966	60.7	108.9	418,377	63.3	94.9	386,446	58.9	92.4
99,460	18.9	112.3	69,264	15.0	69.6	60,519	13.0	87.4
0	—	全 減	0	—	—	0	—	—
99,460	13.7	111.9	69,264	10.5	69.6	60,519	9.2	87.4
32,049	6.1	41.8	43,125	9.4	134.6	56,752	12.2	131.6
3,114	1.5	92.2	3,501	1.7	112.4	3,759	2.0	107.4
35,163	4.8	43.9	46,626	7.1	132.6	60,511	9.2	129.8
4,870	0.9	77.4	8,785	1.9	180.4	8,677	1.9	98.8
97	微量	3.6	85	微量	87.6	268	0.1	315.3
4,967	0.7	55.1	8,870	1.3	178.6	8,945	1.4	100.8
74,356	14.2	103.5	63,649	13.8	85.6	73,293	15.7	115.2
46,871	23.3	90.9	37,045	18.5	79.0	40,574	21.3	109.5
121,227	16.7	98.2	100,694	15.2	83.1	113,867	17.4	113.1
24,303	4.6	156.9	16,585	3.6	68.2	25,308	5.4	152.6
207	0.1	559.5	377	0.2	182.1	580	0.3	153.8
24,510	3.4	157.8	16,962	2.6	69.2	25,888	3.9	152.6

資料5

静岡県内港別貿易額及び全国貿易額(通関統計)5年間の推移

金額単位:百万円

区分	年	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
		数	量	割合%	数	量	割合%	数	量	割合%	数	量	割合%	数	量	割合%
				前年比%			前年比%			前年比%			前年比%			前年比%
清水港	輸出	1,668,437		84.3	2,029,830		84.3	2,249,511		87.0	2,234,847		84.2	2,156,524		82.4
	輸入	918,357		96.0	1,085,042		95.4	1,448,837		95.4	1,395,711		95.8	1,358,191		51.9
	入(△)出超	750,080		-	944,788		-	800,674		-	839,136		-	798,333		-
御前崎港	輸出	298,067		15.1	366,073		15.2	327,018		12.6	408,215		15.4	448,999		17.2
	輸入	17,315		1.8	23,288		2.0	31,531		2.1	24,926		1.7	25,093		1.0
	入(△)出超	280,752		-	342,785		-	295,487		-	383,289		-	423,906		-
田子の浦港	輸出	11,143		0.6	11,038		0.5	10,914		0.4	10,647		0.4	11,632		0.4
	輸入	21,490		2.2	28,411		2.5	38,077		2.5	35,771		2.4	34,122		1.3
	入(△)出超	△10,347		-	△17,373		-	△27,163		-	△25,124		-	△22,490		-
静岡空港	輸出	2		微量	0		-	0		-	2		微量	0		-
	輸入	21		微量	1,020		0.1	0		-	1,461		0.1	1		微量
	入(△)出超	△19		-	△1,020		-	0		-	△1,459		-	△1		-
静岡県	輸出	1,977,649		2.9	2,406,941		2.9	2,587,444		2.6	2,653,711		2.6	2,617,155		2.4
	輸入	957,182		1.4	1,137,761		1.3	1,518,444		1.3	1,457,868		1.3	1,417,407		1.3
	入(△)出超	1,020,466		-	1,269,180		-	1,069,000		-	1,195,842		-	1,199,748		-
全国	輸出	68,399,121		-	83,091,420		-	98,173,612		-	100,873,049		-	107,091,285		-
	輸入	68,010,832		-	84,875,045		-	118,503,153		-	110,395,119		-	112,423,844		-
	入(△)出超	388,289		-	△1,783,625		-	△20,329,541		-	△9,522,070		-	△5,332,559		-

(注) 1. 各港の「輸出・輸入」の割合は「静岡県」に対する割合、静岡県の「輸出・輸入」の割合は「全国」に対する割合。

2. 令和6年分は、速報値。

資料参考:

財務省貿易統計、名古屋税関管内港別輸出入額推移表及び清水税関支署管内貿易概況

資料6

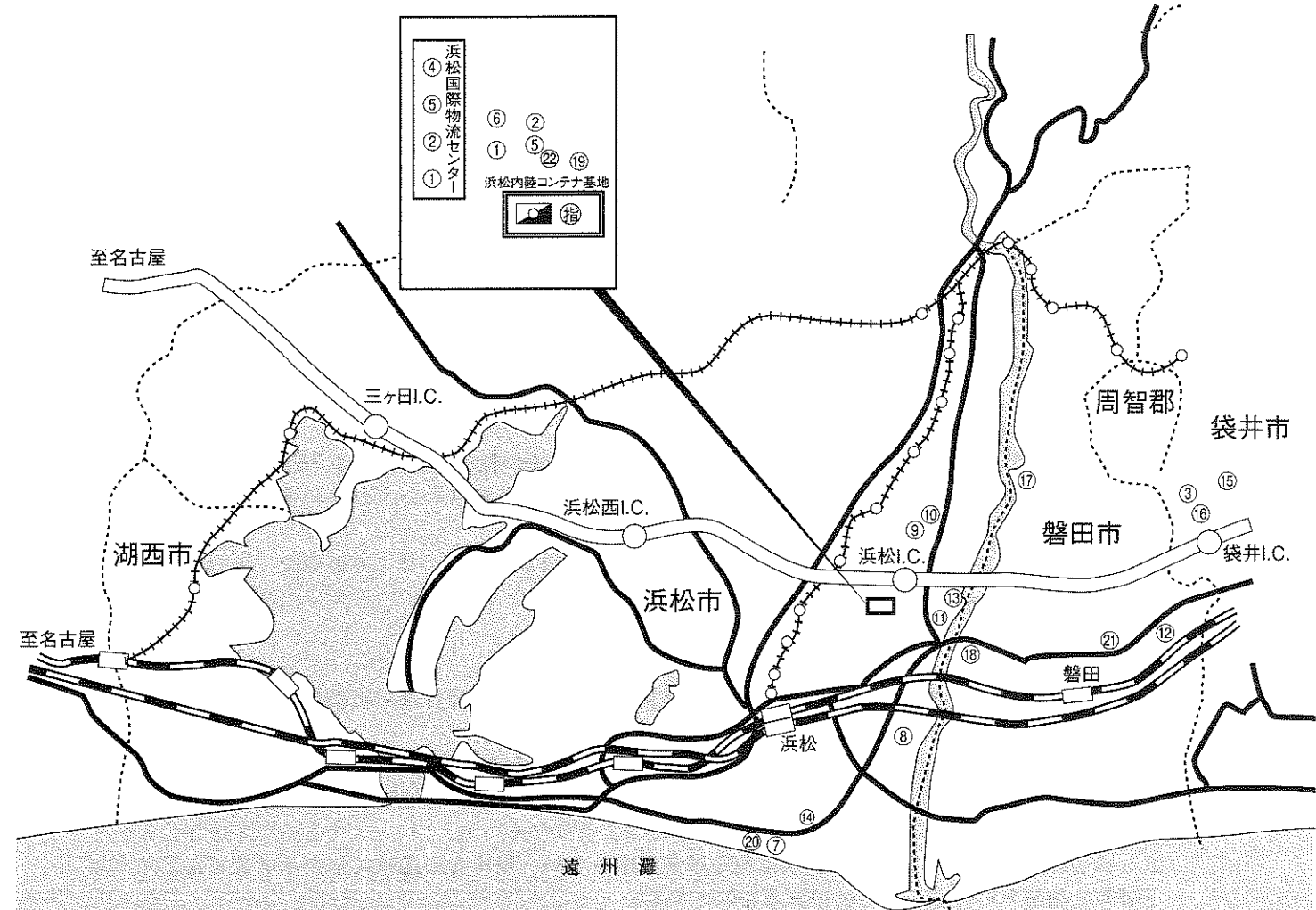
名古屋税関清水税関支署浜松出張所管内保税地域分布図

(令和7年2月末現在)

資料:清水税関支署浜松出張所

	清水税関支署浜松出張所
	指定保税地域
	保税蔵置場

番号	指定保税地域(浜松内陸コンテナ基地)
①	アオキトランス(株)浜松
②	(株)天野回漕店 浜松
③	(株)天野回漕店 袋井物流センター
④	鈴与(株) 浜松
⑤	清和海運(株) 浜松
⑥	鈴与(株) 浜松支店 流通元町センター
⑦	清和海運(株) 米津物流センター
⑧	(株)ニチレイ・ロジスティクス東海 浜松物流センター
⑨	日本通運(株) 浜松航空
⑩	(株)富士ロジックホールディングス浜松流通センター
⑪	ヤマト運輸(株)浜松
⑫	鈴与(株) 袋井
⑬	(株)中央倉庫 名古屋支店 浜松営業所
⑭	ヤマト運輸(株) 浜松恩地町
⑮	(株)松井梱包 TL1号館
⑯	(株)天野回漕店 袋井ロジスティクスセンター
⑰	(株)新田梱包 磐田工場
⑱	(株)大村総業 磐田工場
⑲	(株)天野回漕店 流通元町1号倉庫
⑳	浜松委託運送(株)つみ流通センター
㉑	清水倉庫(株)磐田支店磐田物流センター
㉒	浜松委託運送(株)流通センター



資料7

静岡県浜松内陸コンテナ基地有料施設の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例（昭和46年静岡県条例第6号。以下「条例」という。）第13条に規定する指定管理者（公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会（以下「協会」という。））が、静岡県浜松内陸コンテナ基地の有料施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

第2条 コンテナ基地の施設を使用しようとする者（以下「使用申込者」という。）は、あらかじめコンテナ・フレート・ステーション使用申込書（様式第1号）、コンテナ・ヤード使用申込書（様式2号）又はくん蒸棟使用申込書（様式3号）を協会に提出するものとする。

- 2 前項の使用申込書は、使用しようとする日の前日までに提出しなければならない。
ただし、急を要すると認められる場合は、この限りではない。

(使用の承認)

第3条 協会は、コンテナ基地の施設の使用を承認したときは、使用承認書（様式4号）を使用申込者に交付するものとする。

- 2 前項の承認には、コンテナ基地の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。
3 コンテナ基地の施設の使用にあたっては、関税法、港湾法、消防法、電気事業法及び計量法その他適用のある一切の法令の定めるところにより、善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

(使用の不承認)

第4条 協会は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同号の承認をしないことができる。

- (1) コンテナ基地の管理上支障があると認めるとき。
(2) その他その使用が不相当であると認めるとき。

(譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第6条 協会は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第4条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第3条第2項の規定により付された条件に違反していること。
(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(使用者の選考)

第7条 協会は、施設使用の申込みが多く、施設面積等を超える場合は、次に掲げる事項を考慮し使用者の選考を行うことができるものとする。

- (1) 施設を使用する輸出入業者等が県内に本店又は営業所を有する者を優先する。
(2) 清水港又は県内の港湾を利用する貨物を扱う者を優先する。
(3) 利用効率を高めるため一般使用より専用使用を優先する。
2 協会は、公平性、公共性及び効率的な運営を図るため、使用者の選考に当たり必要に応じて利用調整会議等を開催することができるものとする。

(利用料金の納付)

第8条 第3条第1項の使用の承認を受けた者は、別表に定める利用料金を協会に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 次に掲げる場合には、利用料金を減免することができる。

- (1) 地震等その他の災害及び特別の事情がある場合。
(2) その他公益上の理由から利用料金を徴収することが不相当であると協会が認め、知事の承認を得た場合。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次に掲げる場合には還付することができる。

- (1) 地震等の災害により使用が不能になったとき（地震等の災害が発生し、コンテナ基地の施設を災害救援の支援施設として使用される必要があり、使用承認を取り消した場合を含む。）
(2) コンテナ基地の施設が、設備の故障等により使用不能となったとき。
(3) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
(4) 使用開始の日の前日までに使用者から、使用の取消しの申出があったとき。

(原状の回復)

第11条 使用者は、その使用を終わったときは、当該施設を速やかに原状に復さなければならない。また第6条の規定により使用の取消し又は使用の制限を受けたときも、同様とする。

(雑則)

第12条 この規定に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2 当分の間、別表コンテナ・フレート・ステーションの専用使用の項中「443円」とあるのは、「349円」とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2 当分の間、別表コンテナ・フレート・ステーションの専用使用の項中「455円」とあるのは、「358円」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年8月7日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
2 当分の間、別表コンテナ・フレート・ステーションの専用使用の項中「463円」とあるのは、「364円」とする。

別表(第8条関係)

区 分		利 用 料 金		
		算 出 単 位	金 額	
コンテナ・フレート・ ステーション	一 般 使 用	貨物搬入の日から起算し て15日まで	18円60銭	
		貨物搬入の日から起算し て16日以降30日まで	37円10銭	
		貨物搬入の日から起算し て31日以後	74円40銭	
	専 用 使 用		1平方メートル1か月につき	463円
コンテナ・ヤード	貨物搬入の日から起算して 15日まで		1平方メートル1日につき	5円80銭
	貨物搬入の日から起算して 16日以後			8円90銭
く ん 蒸 棟			1回につき	5,800円
			1か月間継続して使用する 場合は、1か月につき	46,000円

備考

1. 利用料金の算定については、使用した数量等が1平方メートル、1日若しくは1か月に満たないとき、又は使用した数量等に1平方メートル、1日若しくは1か月に満たない端数があるときは、それぞれ1平方メートル、1日又は1か月に切り上げるものとする。
2. 1件の利用料金の額が100円に満たないときは、100円とする。
3. 1件の利用料金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 令和6年度 施設利用実績

4 会場時間の延長並びに臨時の開場又は休場の決定実績

区分	R6年4月	R6年5月	R6年6月	R6年7月	R6年8月	R6年9月	R6年10月	R6年11月	R6年12月	R7年1月	R7年2月	R7年3月	合 計
開場時間の延長 (件)	49	36	50	59	49	44	50	42	49	39	36	36	539
臨時の開場 (件)	7	3	8	3	5	10	4	4	7	4	16	8	79
臨時の休場 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	56	39	58	62	54	54	54	46	56	43	52	44	618

5 有料施設の利用実績

区分	R6年4月	R6年5月	R6年6月	R6年7月	R6年8月	R6年9月	R6年10月	R6年11月	R6年12月	R7年1月	R7年2月	R7年3月	計
C F S	5 253,500 100.0	5 261,950 100.0	5 253,500 100.0	5 261,950 100.0	5 261,950 100.0	5 253,500 100.0	5 261,950 100.0	5 253,500 100.0	5 261,950 100.0	5 261,950 100.0	5 236,600 100.0	5 261,950 100.0	60 3,084,250 100.0
C Y	5 4,530 1.27	5 4,681 1.27	5 3,570 1.00	4 2,821 0.77	4 2,821 0.77	4 2,730 0.77	4 2,821 0.77	4 2,730 0.77	4 2,821 0.77	4 2,821 0.77	4 2,548 0.77	4 2,821 0.77	51 37,715 0.87
く ん 蒸 棟	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

6 トラックスケールの利用実績

区分	R6年4月	R6年5月	R6年6月	R6年7月	R6年8月	R6年9月	R6年10月	R6年11月	R6年12月	R7年1月	R7年2月	R7年3月	計
使用件数 (件)	44	22	16	30	16	4	30	18	64	44	28	64	380
質量 (t)	1,173.04	600.26	443.16	816.26	434.62	110.02	818.81	420.60	1,732.34	1,188.87	761.62	1,727.45	10,227.05

* 件数、質量： 総質量掛 + 風袋量掛

3 条例、規則、要領等

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例

昭和46年3月15日

条例第6号

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例

(題名改正〔平成17年条例57号〕)

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(設置)

第2条 外国貿易の振興に寄与することを目的として、静岡県浜松内陸コンテナ基地(以下「コンテナ基地」という。)を浜松市に設置する。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(事業)

第3条 コンテナ基地は、次に掲げる事業を行う。

- (1) コンテナ基地を輸出入業者その他の輸出入貨物を取り扱う者(以下「輸出入業者等」という。)の使用に供すること。
- (2) 外国貿易に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 輸出貨物のコンテナ化の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(開場時間)

第4条 コンテナ基地の開場時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(休場日)

第5条 コンテナ基地の休場日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(追加〔平成17年条例57号〕)

(使用の承認)

第6条 コンテナ基地のコンテナ・フレート・ステーション、コンテナ・ヤード又はくん蒸棟(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、コンテナ基地の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(使用の不承認)

第7条 知事は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) コンテナ基地の管理上支障があると認めるとき。

(3) その他その使用が不適當であると認めるとき。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(使用の承認の取消し等)

第9条 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第7条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

(1) 第6条第2項の規定により付された条件に違反していること。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(原状回復)

第10条 使用者は、その使用を終わったときは、当該施設を速やかに原状に復さなければならない。前条の規定により使用の承認の取消し又は使用の制限を受けたときも、同様

とする。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(指定管理者による管理)

第11条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にコンテナ基地の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項のコンテナ基地の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 第4条ただし書の規定による開場時間の変更

イ 第5条ただし書の規定による臨時の開場又は休場の決定

ウ 第6条第1項の規定による使用の承認及び同条第2項の規定による条件の付与

エ 第7条の規定による使用の不承認(同条第1号に掲げる事由による使用の不承認を除く。)

オ 第9条の規定による承認の取消し又は使用の制限(第7条第1号に掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。)

(2) 第3条第2号から第4号までに掲げる事業に関する業務

(3) コンテナ基地の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、コンテナ基地の管理に関して知事が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(指定管理者の指定の申請)

第12条 前条第1項の規定による指定は、コンテナ基地の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(指定管理者の指定)

第13条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にコンテナ基地の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、輸出入業者等の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、コンテナ基地の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(指定管理者の指定等の公示)

第14条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(利用料金の納付)

第15条 指定管理者が第11条第2項第1号ウの規定により行う第6条第1項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、還付することができる。

(一部改正〔平成17年条例57号〕)

(指定管理者の事業報告)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(追加〔平成17年条例57号〕)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成2年条例9号・17年57号〕)

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して4月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和46年6月規則第31号で、同46年6月21日から施行)

2 当分の間、別表コンテナ・フレート・ステーションの項利用料金の欄中「463円」とあるのは、「364円」とする。

(全部改正〔昭和50年条例12号〕、一部改正〔昭和54年条例10号・58年14号・61年21号・平成2年9号・5年11号・8年16号・11年21号・17年57号・26年39号・31年33号〕)

3 知事は、新たに第13条の規定により指定を行った場合は、当該指定に係る指定管理者が第11条第2項に掲げる業務を開始する前においても、第15条第2項の規定による承認を行うことができる。

(追加〔平成20年条例49号〕)

附 則(昭和48年3月23日条例第13号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月22日条例第12号)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けているコンテナ基地の使用の承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和54年3月22日条例第10号)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前におけるコンテナ基地の使用に係る使用料については、改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和58年3月25日条例第14号)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前におけるコンテナ基地の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例附則第2項及び別表の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月24日条例第21号)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前におけるコンテナ基地の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例附則第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成2年3月29日条例第9号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(コンテナ・フレート・ステーションの専用使用に係る部分を除く。)は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成5年3月29日条例第11号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(コンテナ・フレート・ステーションの専用使用に係る部分を除く。)は、同年5月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前におけるコンテナ基地の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月28日条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(コンテナ・フレート・ステーションの専用使用に係る部分を除く。)は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第21号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(コンテナ・フレート・ステーションの専用使用に係る部分を除く。)は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成17年7月15日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした承認その他の行為(新条例第11条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。)がした承認その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際旧条例の規定により知事に対してされている申請その他の行為(新条例第11条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 5 新条例第15条第2項の規定による知事の承認があるまでの間は、新条例別表に定める額を同項の規定により知事の承認を得た利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。)の額とみなす。

附 則(平成20年12月26日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第39号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第15条第2項の承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成31年3月26日条例第33号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第15条第2項の承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表(第15条関係)

(全部改正〔平成2年条例9号〕、一部改正〔平成5年条例11号・8年16号・11年21号・17年57号・26年39号・31年33号〕)

区分			利用料金	
			算定単位	金額
コンテナ・フレーター・ステーション	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	18円60銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		37円10銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後		74円40銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	463円
コンテナ・ヤード	貨物搬入の日から起算して15日まで		1平方メートル1日につき	5円80銭
	貨物搬入の日から起算して16日以後			8円90銭
くん蒸棟			1回につき	5,800円
			1月間継続して使用する場合は、1月につき	46,000円

備考

- 1 利用料金の算定については、使用した数量等が1平方メートル、1日若しくは1月に満たないとき、又は使用した数量等に1平方メートル、1日若しくは1月に満たない端数があるときは、それぞれ1平方メートル、1日又は1月に切り上げるものとする。
- 2 1件の利用料金の額が100円に満たないときは、100円とする。
- 3 1件の利用料金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年7月15日

規則第65号

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則

静岡県浜松内陸コンテナ基地管理規則(昭和46年静岡県規則第32号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例(昭和46年静岡県条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第12条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第12条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
 - (4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (一部改正〔平成24年規則41号〕)

(事業報告書)

第3条 条例第18条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 静岡県浜松内陸コンテナ基地(以下「コンテナ基地」という。)の管理に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) コンテナ基地の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、コンテナ基地の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第41号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日規則第5号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別記様式(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成24年規則41号・令和元年4号・3年5号〕)

別記様式(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県浜松内陸コンテナ基地の管理に関する業務を行いたいので、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

静岡県浜松内陸コンテナ基地管理運営要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例（昭和46年静岡県条例第6号。以下「条例」という。）及び静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年静岡県規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、静岡県浜松内陸コンテナ基地（以下「コンテナ基地」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び条例第11条に定める指定管理者をいう。

2 この要領で「使用者」とは、指定管理者が条例第11条第2項第1号ウの規定により行う第6条第1項の承認を受けた者をいう。

3 この要領で「有料施設」とは、コンテナ・フレート・ステーション、コンテナ・ヤード及びくん蒸棟をいう。

4 この要領で「利用料金」とは、条例第15条第2項の定めるところに従い、条例別表に定める額の範囲内において、乙があらかじめ静岡県知事の承認を得て定めた利用料金をいう。

5 この要領で「入居団体」とは、コンテナ基地の事業推進に寄与するため、地方自治法第238条の4第4項及び静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）第46条第2項に基づき、行政財産（コンテナ基地）の使用を許可した団体をいう。

(管理対象施設等)

第3条 指定管理者が管理運営を行うコンテナ基地の土地、建物、工作物等は別表のとおりとする。

(開場時間の延長又は臨時の開場)

第4条 指定管理者は、使用者から開場時間の延長（開場日における午前7時30分以前又は午後6時30分以後の開場をいう。以下同じ。）又は臨時の開場（休場日における開場をいう。以下同じ。）の申出があり、次のいずれかに該当すると認めるときは、条例第11条第3項の規定による知事の承認を受けたのものとみなし、開場時間の延長又は臨時の開場を決定することができる。

(1) 通関、船積み手続等の都合により、使用者が開場時間外又は休場日において、業務を実施しなければならない事由が生じたと認めるとき。

(2) 地震その他の災害等特別の事情により、使用者が開場時間内又は開場日内において業務を完了することができなくなったと認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定により開場時間の延長又は臨時の開場を決定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

第2章 管理運営業務

第1節 有料施設

(有料施設の使用規定)

第5条 指定管理者は、条例第11条第2項第1号ウ、エ及びオの規定に基づく業務を遂行するため、有料施設の使用に関する規定を定めなければならない。

(利用料金の減免)

第6条 条例第16条に規定する「知事が定める基準」とは、次の場合をいう。

(1) 地震等の災害及び特別の事情がある場合。

(2) その他公益上の理由から利用料金を徴収することが不相当であると指定管理者が認め、知事の承認を得た場合。

(利用料金の還付)

第7条 条例第17条ただし書に規定する「知事が定める基準」とは、次の場合をいう。

(1) 地震等の災害により使用が不能になったとき（地震等の災害が発生し、コンテナ基地の施設を災害救援の支援施設として使用させる必要があり、使用承認を取り消した場合を含む。）。

- (2) コンテナ基地の施設が、設備の故障等により使用不能となったとき。
- (3) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
- (4) 使用者から、指定管理者が定める日までに、使用の取消しの申出があったとき。

第2節 くん蒸棟

(くん蒸棟の使用要件)

第8条 くん蒸棟の使用承認については、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) くん蒸の対象物品が、外国貿易に関しくん蒸を必要とする輸出入品及びその容器包装（植物防疫法（昭和25年法律第51号）第9条第1項の規定に基づく消毒としてのくん蒸を必要とする植物及び容器包装を除く。）であること。
- (2) くん蒸に伴う危害防止を図るため、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農林水産省農政局長通達。以下「要綱」という。）第6の規定に準じ、次のいずれの事項にも適合する者がくん蒸を実施すること。
 - ア 植物検疫くん蒸統括責任者（要綱第1.1に規定する者をいう。以下同じ。）を設置し、要綱第2に掲げる事務を適正に実施させている者であること。
 - イ 2名以上で作業班を編成している者であること。
 - ウ ガス検定器、防毒マスク、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備されている者であること。
 - エ あらかじめ医療機関を指定し、万一の事故の際の応急処置体制を整備している者であること。この場合において、指定した医療機関に必要な救急薬品が常備されており、かつ、「臭化メチル中毒患者に対する処置について」（社団法人日本くん蒸技術協会（昭和56年3月））を常備している者については、当該救急薬品を整備する必要はないものとする。
 - オ 特定化学物質等作業主任者技能講習及び植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱（昭和51年3月5日付け51農蚕第483号農林水産省農産園芸局長通達）に基づき特定検疫くん蒸専門講習において、倉庫くん蒸の専門課程を修了した植物検疫くん蒸作業主任者（以下「くん蒸作業主任者」という。）を設置している者であること。
 - カ 植物検疫所長（支・出張所を含む。）の指示する危険防止対策及びくん蒸技術に関する調査を実施できる体制の整備されている者であること。

(くん蒸作業に係る措置)

第9条 くん蒸棟の使用者は、くん蒸作業の実施に当たって、次の措置を講じなければならない。

(1) くん蒸前

- ア くん蒸実施方法、ガスの特性、中毒症状、緊急事態発生の際の措置（応急手当、医師への連絡等）等危害防止上必要な事項を、くん蒸を実施する者（以下「くん蒸者」という。）を通じて、あらかじめ入居団体、有料施設の利用者、指定管理者等（以下「入居団体等」という。）に十分説明しておくこと。
- イ くん蒸作業は、植物検疫くん蒸作業主任者の指揮監督のもとに行わせること。
- ウ あらかじめ入居団体等及び植物検疫くん蒸作業主任者の間で、投薬時刻、開放時刻及び荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について協議すること。
- エ くん蒸棟内及び投薬場所の周囲にくん蒸者以外のものがないことを確認すること。
- オ 人の出入するおそれのある箇所には「くん蒸実施中・立入禁止」の表示をすること。
- カ 扉、くぐり戸の施錠等開孔部の完全密閉とその確認を行うこと。
- キ くん蒸器材及び救急器材の点検を行うこと。
- ク 指定管理者と協力して、ガス循環装置その他くん蒸施設の点検を行うこと。

(2) くん蒸中

- ア くん蒸者は、必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。
- イ 投薬後は、ガス漏れの有無を綿密に確認し、ガス漏れを認めた場合は速やかに防止措置を確実に講ずること。
- ウ 指定管理者と協力して、くん蒸中のガスの漏洩点検を定期的に行うこと。

(3) ガス開放時

- ア 周囲に有毒ガスが排出されることを入居団体等に知らせるとともに、抑制濃度以上のガスが拡散される可能性ある範囲については、立入を禁止し、その旨を表示すること。
- イ 風向、人家の有無及び周囲における作業の状況等を考慮し、安全を確認して開放すること。
- ウ 開放作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用すること。

(4) 開放後

- ア 投薬後のガス容器は、残存ガスの危険のないことを確認して必ず安全に処理すること。
- イ 荷役作業の開始に先立って、作業場所のすみずみに至るまでガス濃度が抑制濃度以下であることを確認すること。
- ウ 「くん蒸実施中・立入禁止」の表示は、開放後安全が確認され次第、必ず撤去すること。
- エ くん蒸作業がすべて終了した場合は、指定管理者に報告すること。

(くん蒸棟使用の経費負担)

第10条 くん蒸棟の利用者は、次の経費等を負担する。

- (1) くん蒸に要する薬品の代金及びその他の諸費用
- (2) くん蒸施設及び備付器具を損傷又は滅失した場合、その修繕料、購入代金等

第3節 トラック・スケール

(トラック・スケールの管理)

第11条 指定管理者は、トラック・スケールの適正な管理運営の確保に努めるため、次に掲げる事項に留意するとともに、使用に関する規定を定めなければならない。

- (1) トラック・スケールの利用者は、原則としてコンテナ基地の有料施設の使用者に限る。
- (2) トラック・スケールの利用料金は当分の間、無料とする。
- (3) 計量証明の事業を行うため、計量法(平成4年5月法律第51号)第107条の規定に基づき知事の登録を受けなければならない。

第4節 維持管理業務

(施設の管理)

第12条 指定管理者は、施設管理に関する規定を定めると共に、毎年度施設管理計画を策定し、適正な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行い、施設設備、物品等の機能の維持を図らなければならない。

(管理業務日誌等)

第13条 指定管理者は、管理業務日誌及び施設修繕帳簿を作成し、必要に応じて、県等関係機関に提出しなければならない。

(災害対策)

第14条 指定管理者は、災害対策のため、防災・消防計画を策定して、浜松市、県、国等の防災業務所管部署又は機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し、緊急時に備えなければならない。

(共益費の徴収)

第15条 指定管理者は、有料施設の使用者及び入居団体から光熱水費等の共益費を徴収するため、共益費の徴収に関する規定を定めなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 静岡県浜松内陸コンテナ基地内管理規程(平成2年4月1日施行)、静岡県浜松内陸コンテナ基地共益費徴収規程(平成2年4月1日施行)、静岡県浜松内陸コンテナ基地消防計画規定(平成2年4月1日施行)、静岡県浜松内陸コンテナ基地内各室の戸締り及び火気取締まり規程(平成2年4月1日施行)、静岡県浜松内陸コンテナ基地トラック・スケール管理運営規程(平成2年4月1日施行)及び静岡県浜松内陸コンテナ基地くん蒸施設管理運営要領(平成2年4月1日施行)は廃止する。
- 3 この改正は、平成25年2月1日から施行する。

別表

(1) 土地

ア 所在番地	浜松市東区流通元町 5 番 1 号
イ 公簿面積	32,775.80 m ²
ウ 実測面積	32,921.24 m ²

(2) 建物

番号	名称	種目	構造 規模	建築年月 日	建築面積 延面積 (m ²)	備考
1	管理棟	事務所建	軽量鉄骨造	S46. 5. 10	590 588	H10. 1 月 コントロール室(2 階、 97.4 m ²)部分を撤去 H23 耐震補強工事実施
2	コンテナ・フレー ト・ステーション (CFS 1 号棟)	倉庫建	軽量鉄骨造	S46. 6. 22	9,447 9,064	S54. 2 月 北側部分を増設 H23～24 耐震補強工事実施 H24 CFS 管理室撤 去
3	コンテナ・フレー ト・ステーション (CFS 2 号棟)	倉庫建	軽量鉄骨造	S48. 5. 1	1,888 1,782	H23 耐震補強工事実施 H26 屋根修繕工事実施
4	くん蒸棟	倉庫建	鉄筋コンク リート造	S48. 5. 1	70 70	
5	トラック・チェッ ク・ブース	事務所建	軽量鉄骨造	S46. 6. 22	12 12	
6	車庫	雑屋建	軽量鉄骨造	S48. 5. 1	32 32	

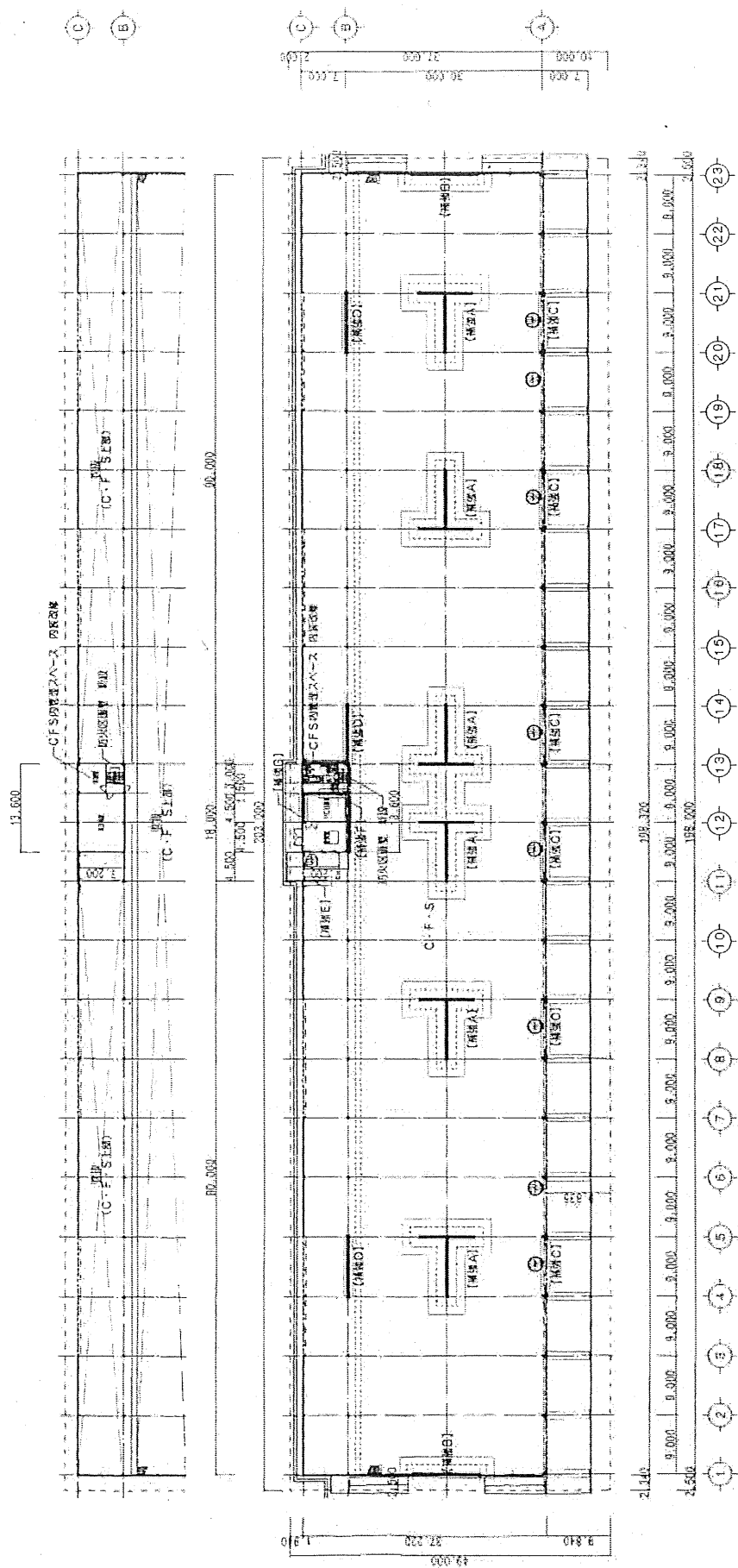
(3) 工作物

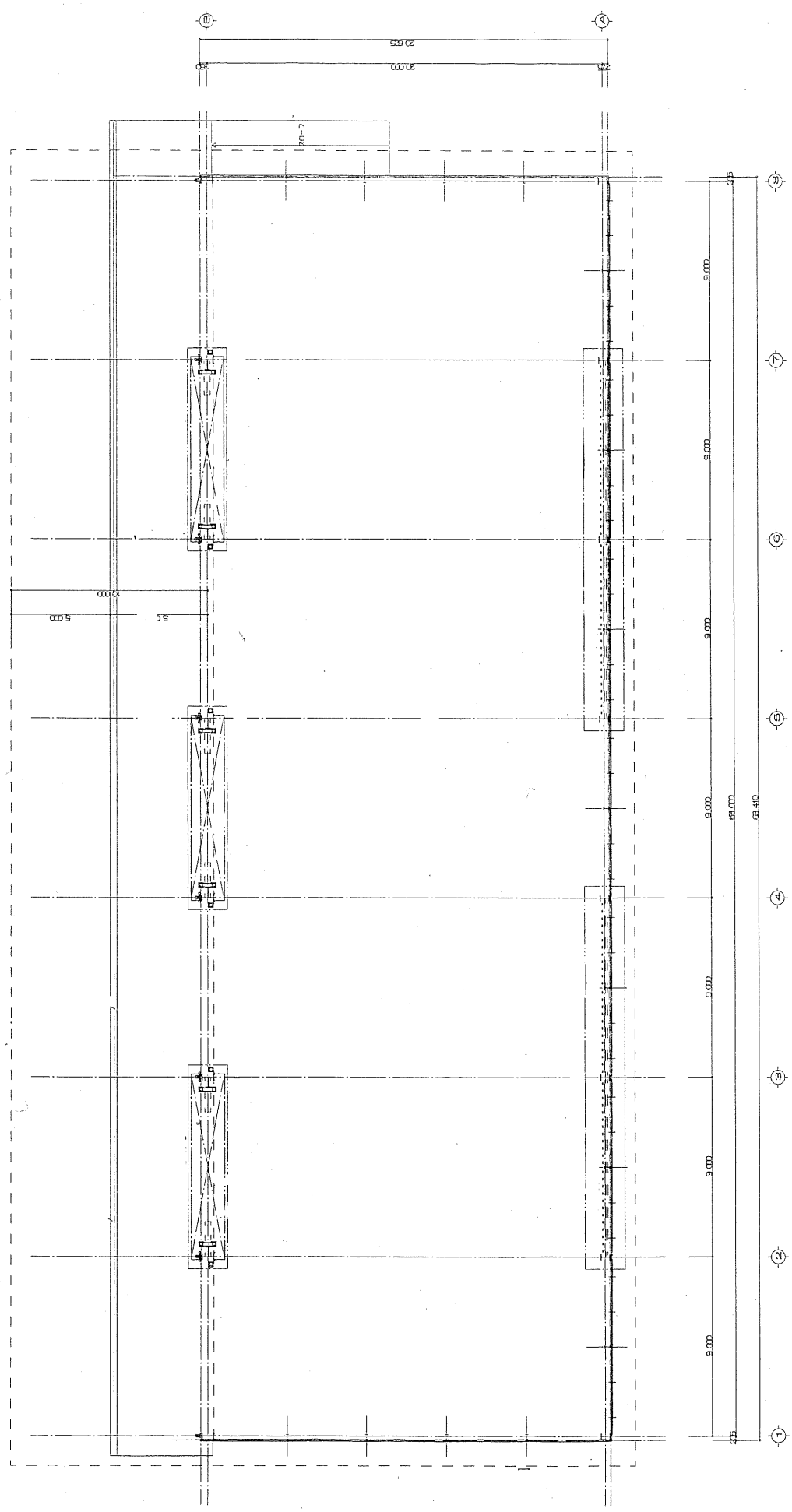
No.	名称	種目	構造	設置 年月日	数量	備考
1	門扉	門・囲障	鉄筋コンクリー ト造・鉄骨造	S46. 5. 10	2	
2	旗竿	雑工作物	アルミニウム製	S46. 5. 10	3	
3	消火・火災報知機 器	消火装置		S46. 5. 10 S46. 6. 22 S48. 3. 27 S48. 5. 1 H14. 3	2 2 1 1 2	資料 4 に記載し た消防防災設備 の一部
4	消火栓配管	消火装置	金属造	H11 ～ 14	1	
5	冷凍コンセント	雑工作物		S47. 4. 8	6	
6	外柵	門・囲障		S46. 5. 10 H24. 11. 2 2	1	生垣を含む
7	キュービクル	雑工作物		H24. 8. 13	2	
8	プロパン庫	雑工作物	ブロック造	S46. 5. 10	1	
9	カーブミラー	諸標	鋼製	S54	4	
10	物置	雑工作物	軽量鉄骨造	H9. 7	1	
11	引込柱	電柱	コンクリート造	S46. 5. 10	1	
12	築庭	築庭		H3. 6	1	
13	コンテナヤード	舗床	アスファルト敷	S46. 3	1	

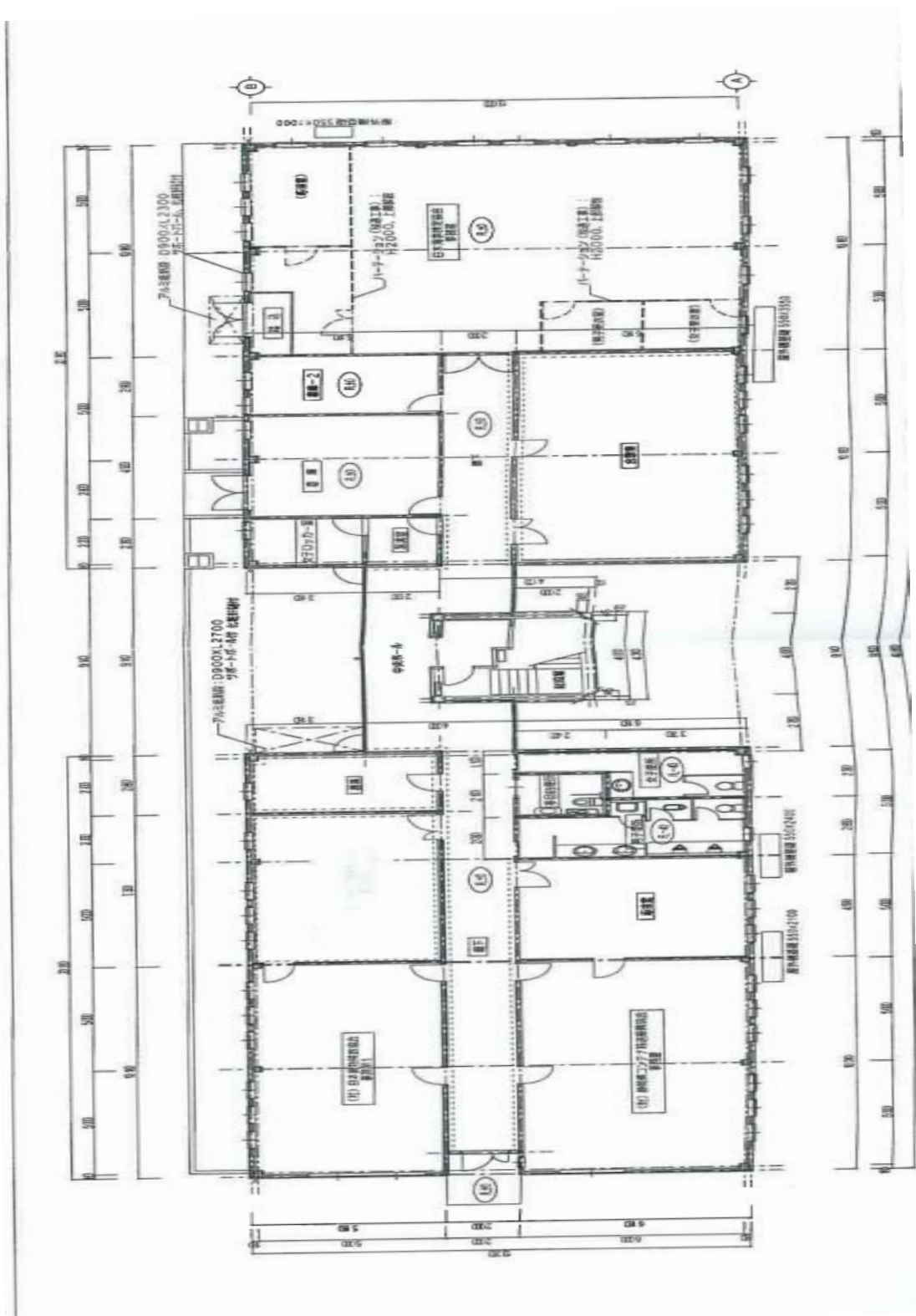
静岡県浜松内陸コンテナ基地コンテナヤード目的外使用基準

- 1 使用期間は休日等であって、貨物の搬出入の業務に支障のないこと。
- 2 公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会、名古屋税関清水支署浜松出張所、および当基地利用企業の業務に支障のないこと。
- 3 国、または地方公共団体が主催する催事であること。
- 4 公的団体(報道機関を含む。)が主催する催事で国、県または地元市町村が後援する場合であって、当該後援団体から公共性、公益性が高いと認められ協力要請があること。
- 5 主催者が入場料を徴さないこと。

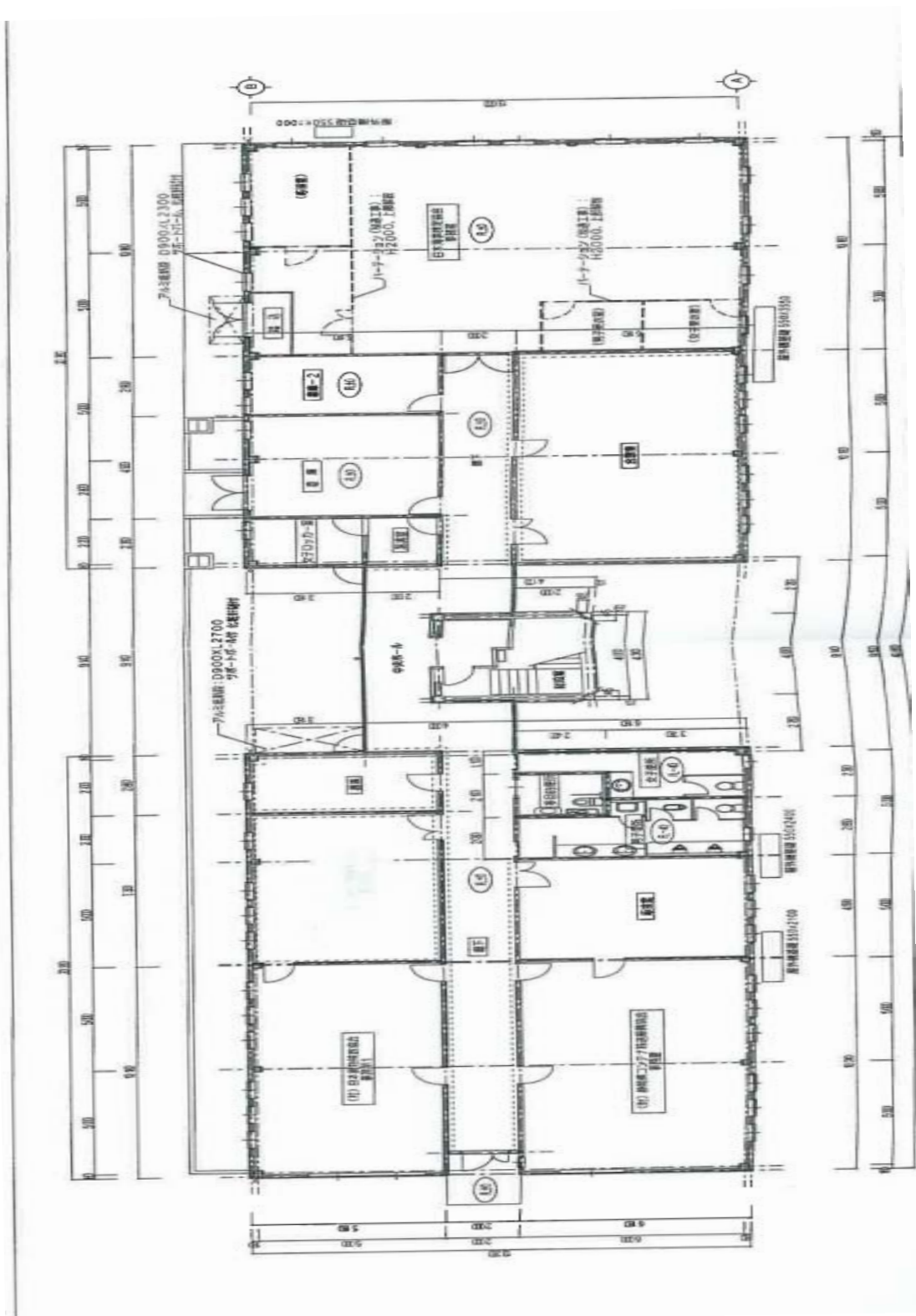
4 浜松内陸コンテナ基地 主要施設平面図







管理棟平面図



管理棟平面図

建設内訳コソナ基地建設工事 くん蒸気機庫

工事場所 建設コソナ基地建設工事

構造形式 鉄筋コンクリート造

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

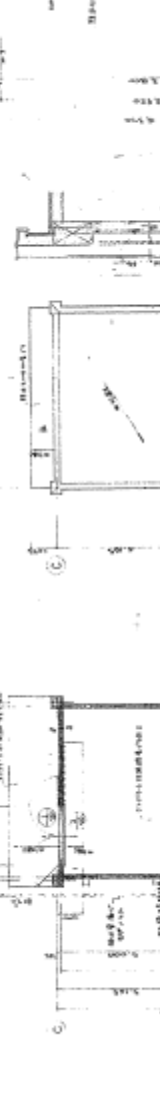
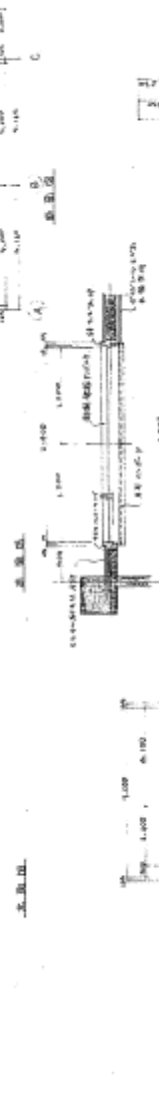
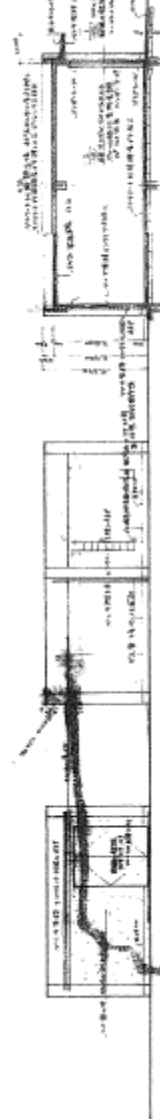
基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式

基礎形式 基礎形式



くん蒸棟平面図

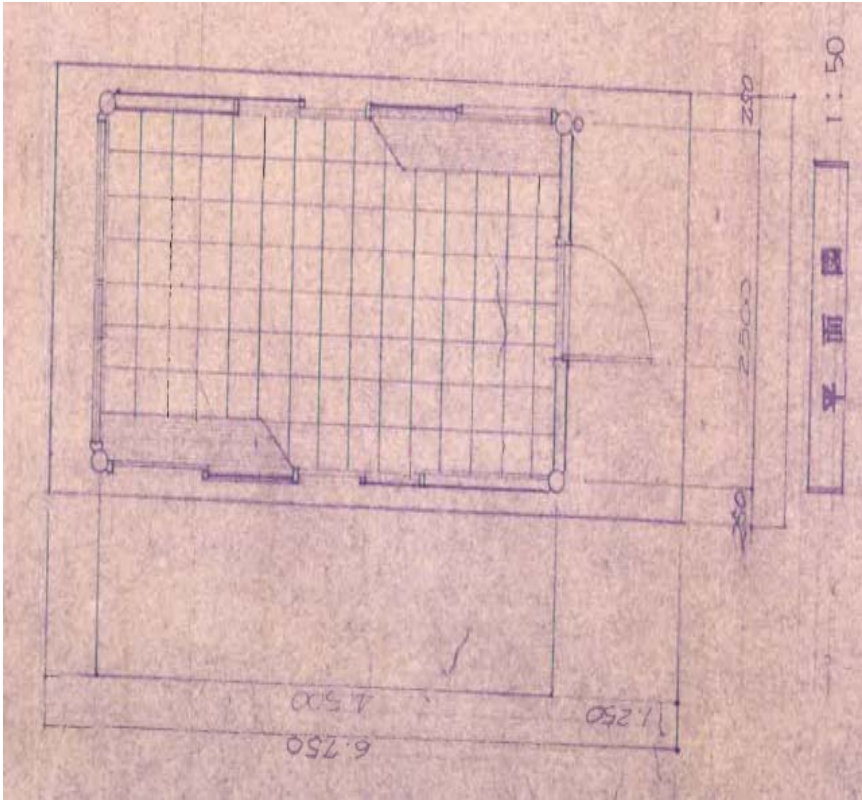
動機部設置位置

屋上平屋図

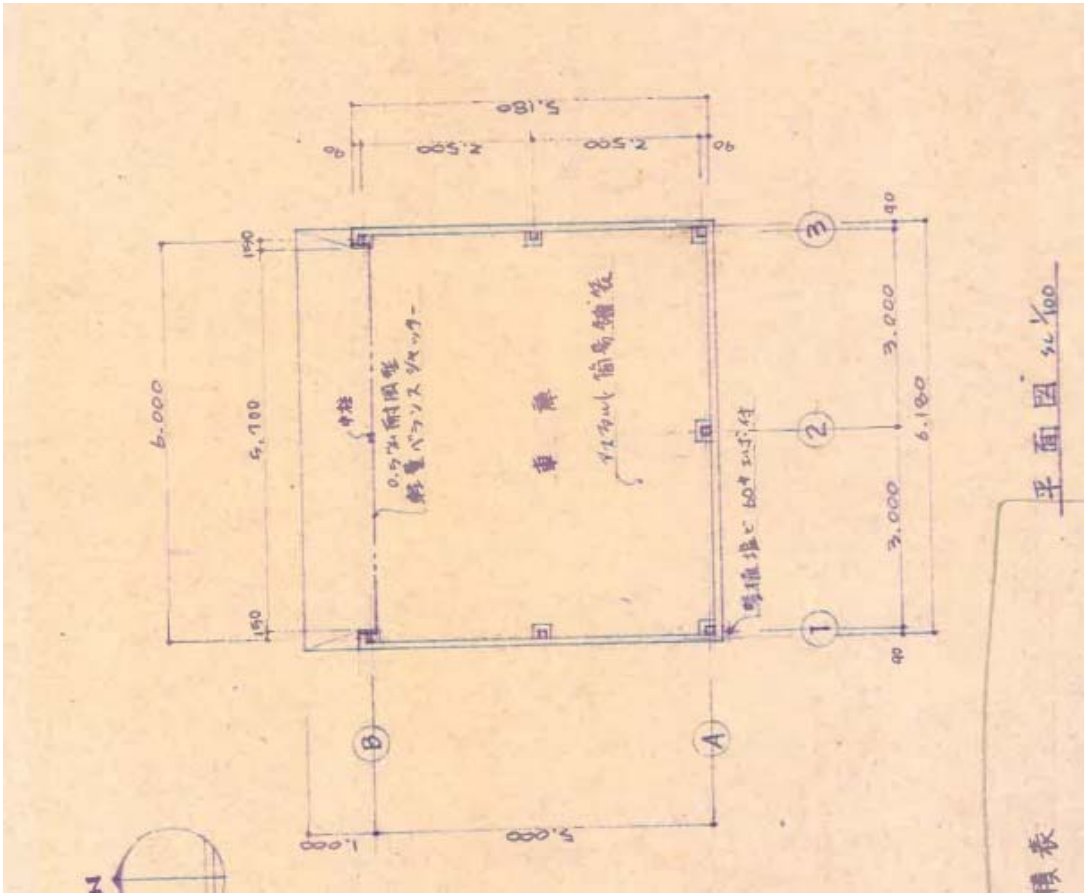
くん蒸気機庫平面図

基礎図説

基礎図説



トラック・チェック・ブース平面図



車庫平面図